

社会福祉法人 宮城厚生福祉会 2016 年度事業計画

はじめに

2015 年度は介護報酬改定、子ども子育て支援新制度と大きな制度改変が行われました。また、2015 年 9 月 19 日に安全保障法制（戦争法）が衆議院で可決されました。私たちは憲法が保障する「権利としての社会保障」の実現をめざすとともに、福祉従事者として平和を守り命の平等からあらゆる戦争政策に反対し、取り組みを進めてきました。

今、その憲法そのものを変える動きが急速に進められようとしています。私たちは民医連綱領が示す理念に立ち、今こそ奮闘せねばなりません。

東日本大震災から 5 年が経過しました。国は復興予算の削減を図り自治体への負担を押し進めています。県内の仮設住宅にはいまだ 2 万人以上の方が住まわれ、生業を取り戻すことが出来ずにいる方もいます。すべての方の生活再建へ向けて、関連団体とともに出来る限りの支援を行っていくとともに、国の責任による支援が行き届くよう求めていきます。

政府は「新三本の矢」の中で、「希望出生率 1.8」「介護離職 0」などを謳っていますが、実際には社会保障費の圧縮を狙い、「公助から自助・共助」「重点化と効率化」の名の下に、公費支出抑制による事業者への収入減と利用者負担の増大の政策が進められています。これらの政策の下、特養への入居者の利用料が増加し「入居し続けられるかどうか」等、不安が広がっています。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太 2015）」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を基に、財政制度等審議会では医療・介護・年金等の分野 44 項目を具体化し、着々と改悪をする計画を打ち出しています。その中には「要介護 1、2 のデイサービス・訪問介護保険外し」など看過できない政策が並びます。「要支援 1、2」のデイサービス・訪問介護保険外しによる利用者の影響に見向きもせず、財政からの都合でこれらが矢継ぎ早に打ち出されます。地域・利用者の視点に立ち、これらの制度が進められた場合の影響を発信し、改悪の阻止に全力を上げます。

2015 年度、当法人では、大きな制度改悪を受けての資金繰り困難が想定される、経営危機に直面してきました。法人全職員の取り組みの下、当初予算比で 1 億 23 百万円の改善（1 月末時点）が行われ、当面の資金繰り困難は回避することが出来ました。

今年度も理念を柱とした事業実践を職員の力にしながら、継続して事業活動を強めていきます。また、2016 年 4 月から開所する「風の音 サテライト 史」及び 2017 年 4 月から仙台市から民営化され開所する「(仮称) 岩切保育園」の準備に全力を挙げてきました。「安心して住み続けられるまちづくり」をめざし、これらの事業を成功させることに引き続き力を尽くします。また、全国的な介護職・保育士不足の影響を受け、人材確保が困難となっています。事業を支える人材の確保と育成、安定した経営基盤の確立が急務となっています。事業構想については地域包括ケアシステムとの関連も含めて、県連・地域内他事業者との連携を図りながら検討・具体化を進めます。

2016年度の重点課題

1. 新たに法人本部機能として人事部を設立し、担当者を配置します。人材確保と法人理念に基づく人事育成のための取り組みを行います。
2. 法人全体、各部門、事業別に健全な黒字経営を追求し、確実な経営基盤を構築する取組を実施します。
3. 各事業所が地域福祉の砦として、人権尊重の施設づくりと福祉の質を高め、理念に基づく実践を追求しながら、職員集団づくりと育成を進めます。
4. 地域に根差す施設として、地域密着型特別養護老人ホーム 風の音 サテライト 史を開設させ、安定した運営ができるよう取り組みます。
5. 2017年開設する（仮称）岩切保育園開園に向けて、10月から始まる引継保育含めて準備を進めます。
6. 社会保障運動を重視し、平和で人々が幸せに暮らせる社会の実現に向けて、広範な団体・個人と共同で運動を進めます。

1 法人本部機能と部・委員会の事業計画

①法人本部について

法人本部機能として本部の独立をはじめ、常務会、執行管理者会議（施設長会議）、各部・委員会の構成を行って4年になります。集団討議による法人の意思決定を行うとともに、各施設での運営課題等を集団議論の中で高めるものとして一定の成果がありました。経営危機に直面した2015年度も集団での討議と現場での実践を尽くし、大きな効果をもたらしました。本部事務局はこれらの事務局としての役割を果たし、諸実務を担いながらも課題分析・政策立案・改善提案・資料作成等、あらゆる分野で力を発揮しています。現在、経営に大きな影響をもたらす制度改正が目まぐるしく起こっています。これらに対応できるさらに強固な本部事務局機能が求められています。

現在の大きな課題は、法人機能で重要な部分を占める部・委員会の責任者を担える人材を育成できていないことが上げられます。2016年度の重点事項として、人事部を設立します。情勢の変化と、それにより起きる課題等についての確に対応できる力量をもった管理者の育成が急務です。法人の諸課題共有を現在の施設長レベルから全管理者レベル（副施設長、主任保育士等）に集団化するとともに、法人として必要な業務分担を明らかにしながら、法人の管理者として育成していきます。

②社会保障部

2015年度は戦後70年という節目の年だったにも関わらず、戦争法の強行採決など国民・学識者の意見を無視した政治が展開されました。このような情勢の中、2016年度も社会保障委員会では、戦争法の内容そのものの学習と合わせて憲法学習を重視して行

っていきます。

また、介護保険改正、子ども子育て支援新制度だけではなく、社会福祉法人改革も進められようとしています。制度改正が私たちの法人、利用者・子ども・家族にどのような影響を及ぼすのかについても学習し、制度を改善させる運動を展開していきます。

引き続き憲法と民医連綱領、法人理念に基づく平和・社会保障を守る運動を進めます。

③教育研修委員会

教育研修委員会は 新任オリエンテーション、半年・2年目・3年目・4年目・中堅（5-7年目）研修と、法人全職員向け研修を年1回行っています。年間計画に沿い、これらの研修を実施します。現在の教育制度となり4年が経過しました。今後は必要に応じて見直しを図ります。

事業・運動を進める上での要となるのが人づくりです。全日本民医連教育活動指針（2012年度版）では、教育研修委員会の任務として、制度教育の実施と各事業所の教育活動の把握があります。専門職や分野毎の育成方針も重要になってきています。介護・障がい継続保育分野でもキャリアパスの策定が必要です。必要とされる仕事の達成度と、職員自らが学び成長し、将来像を見出すキャリアパス制度となるよう事業毎に整備を行います。教育研修委員は担当分野で中心的な役割を担います。

④総務部（広報委員会・共済運営委員会）

この間労働法等の改正が頻繁に行われています。2015年度はマイナンバー施行に伴う実務整備などを行いました。パート労働者の社会保険加入枠の拡大など、新たに検討が必要な課題が続きます。法令や現状の組織から運用が出来る規程づくりが必要です。

広報委員会は年3回の法人広報誌「わわわのひろば」を発行しています。多様な連載で広く読まれるような紙面づくりを心がけます。

共済運営委員会は、職場づくりの一環として共済活動を重視し、年1回の総会による年間行事の確認と、日常的にはニュース発行や運営委員を通じて共済活動への参加を促してきました。法人からスポーツ等の行事への参加者は年々増えており、今後も継続します。

⑤財務部

（経理部門）

経理部門では、この間、会計業務の連携と知識の共有の為、会計担当者会議を毎月実施してきましたが、今期についても継続して実施していきます。

法令や各種制度、会計基準に遵守した会計処理が継続的に行われているかどうか、事業所単位の経営が健全に行われているかを、顧問税理士と監査を実施し、的確な指導を行います。

この間物品購入、委託契約、リース契約等の見直しや経費削減を実施してまいりました

が、今後も経費の分析を通年で行い、経費削減や介護、保育、事務のすべてに通じた業務効率の提案を行い、経営改善に努めます。

(財務部門)

平成28年度は、新規事業では、風の音サテライト史の開所や岩切保育所の建設を控えており、既存事業の設備整備計画では、柳生もりの子保育園の建物補修計画、くりこまの里の総合事業に対応するサテライト施設構想、宮城野の里の設備入替等、設備更新・設備修繕や事業再編等の計画等、大きな資金が流動的になると予想されます。その為、運営や建設の正確な資金計画と調達計画の策定し、健全な経営計画や予算執行を行います。

平成28年度は、借入総額及び借入償還額が過去最高となります。その為、資金繰りを含む資金管理や法人全体の予算管理を徹底し、健全経営の維持に努めます。

⑥人事部

2016年度より人事部を設立します。人材確保と法人理念に基づく人事育成は急務となっています。人事部の任務は

- ・人材確保（採用計画の策定、多様な求人・採用方法の確立）
- ・職員育成面接制度の創設（管理者・職責者・経験年数別などで）

また、人材確保のために必要な人事労務制度を総務部と共に検討を行います。

⑦後援会委員会

2015年4月に後援会の発足総会を行いました。制度改変への対応と重なり本格的な活動に至っていない状況にあります。社会福祉法人宮城厚生福祉会を応援していただく組織ですが、職員をはじめとして、広範な方々から応援いただけるような働きかけが必要です。

再度、組織化に向けて活動を再開します。

⑧法人20周年記念誌作成委員会

今年度、法人は2017年3月26日に20周年を迎えます。故彦坂直道理事長含め多くの方の尽力により法人が出来た歴史を知る職員は、少数になってきています。20年を機に、「法人20周年記念誌」を作成し、法人の歴史を文面化し次世代へ継承していきます。

⑨（仮称）岩切保育園建設準備委員会

2017年4月開園予定の（仮称）岩切保育園は、4月着工予定、5月から仙台市・保護者・当法人による三者協議会、10月から引継保育と、開園へ向けて様々な準備が必要となります。現在本部事務局を中心に事務手続きや準備を行っておりますが、園長・主任予定者含め建設準備に向けた役割分担を進めながら、岩切保育園が円滑に運営開始できるよう組織を挙げて取り組みます。

2 事業毎の情勢と重点事項・目標について

(1) 高齢者・介護事業部

情勢

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、医療・介護費用の抑制政策が進められています。消費税増税分を社会保障にまわし、増大する医療・介護費用を消費税増税でまかなう政策は、高齢者が増加する中で、さらなる消費税増税に拍車をかけることにつながります。医療・介護総合法等による社会保障理念の転換は、憲法前文はじめ第25条に基づく「国民の生存権、国家が保障する義務」を否定するものであり、憲法25条そのものが危機に瀕しています。

2014年6月18日参議院本会議で「医療介護推進法」が可決・成立され、医療や介護保険法など19もの法案がまとめて改正されました。2015年度は介護をめぐる情勢の激変の年といえます。4月より予防給付が見直され市町村が実施する「総合事業」(地域支援事業)へ移行する(移行期間あり)こととなり、要支援1・2の訪問介護・通所介護の利用抑制につながっています。特別養護老人ホームの入居要件を要介護3以上とし、要介護1・2が対象からはずれることとなりました。8月から、補足給付の見直しで居住費等の負担軽減制度の縮小、一定以上所得者の利用料2割への引き上げが行われました。この改定は軽度者をはじめ、利用者・家族に新たな困難と負担をうむものとなっています。

4月から実施された介護報酬の改正(▲2.27%。介護職員処遇改善加算除く▲4.48%)によって、小規模事業所を中心に事業所縮小・撤退が続いています。11月までの倒産件数は66件と過去最高となり、通所・短期入所事業が2倍増、設立5年以内の事業所が過半数を占めています。介護報酬の引き下げは、職員の賃金をはじめ労働条件にも大きく影響し、介護職員確保もさらに困難となっています。このように事業の経営・運営に対しても負担を強いる改定となりました。

社会福祉事業は、いつでもどこでも必要なときに、必要なだけ利用できることが求められます。しかし、社会福祉法人制度化改革によって、社会福祉事業に競争原理による市場化・事業の効率化が持ち込まれることとなり、社会福祉法人の淘汰につながることになりかねません。憲法第25条に基づき、利用者の人権を守り、権利としての社会福祉の向上と発展のために、社会保障運動の推進が求められています。

目標

1. 各事業所の安定した運営・経営を目指します。
2. 職員の育成と確保に取り組みます。
3. 常にサービスの質を追求します。
4. 地域に根差した施設運営に取り組みます。
5. 社会保障運動を推進します。

6. 法令を遵守します。

具体的な取り組み

- ①各施設で月次報告を確実にし、数字を根拠として運営・経営について職員と討議する場を設け、安定した運営・経営に取り組みます。
 - ・新規事業所「風の音サテライト史」の運営
- ②「働きやすい職場づくり」の視点を持ち、業務改善や経費削減に取り組みます。
- ③各事業所の職員状況を把握し、速やかに対応できるシステムの構築を進めます。
- ④計画性を持った職員確保に取り組みます。
- ⑤職員教育、評価制の構築に取り組み、職員が互いに育ち合える、働き続けられる職場づくりを目指します。
- ⑥利用者様、ご家族の声を真摯に受け止め、常にサービスの質の向上に努めます。
- ⑦利用者満足のサービスを目指し、選ばれる施設づくりに取り組みます。
- ⑧地域の状況、ニーズを把握し、県連内の事業所と連携を強め、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
 - ・福田町地域包括支援センター管轄内での事業展開
 - ・くりこまの里での要支援対象デイサービス（民家改修型）
- ⑨社会保障運動の拠点となり、情報発信と地域の声を届ける役割を担います。
- ⑩管理者の連携を強め、介護事業部として問題・課題の早期発見、解決に努めます。

(2) 保育事業

保育をめぐる情勢

保育情勢において特に深刻な問題は都市部における待機児童の増加と保育士不足が上げられます。新制度施行された2015年4月1日の時点で、全国の待機児童数は23,167人となり5年ぶりに増加しました(2015年9月厚労省発表)。当法人経営の保育所は仙台市、大崎市、多賀城市にあります。特に仙台市は深刻です。仙台市の2015年度5月21日付けの保育所待機児童数は419名でした。そのような状況で2015年度に新設した保育所は4月1日付けが11箇所(内1箇所は公立民営化)、その後5箇所増えています。新設されている保育所は規制緩和が進みここ3年で同じ株式会社が9箇所の保育所を設置しているなど、経営がさまざまな法人、会社になっています。

2016年度は公立保育所が2箇所民営化され、9箇所の新設保育所が開所されます。16年度の待機児童数の発表は4月以降に発表されると思いますが、乳銀杏保育園の入所希望は募集定員をはるかに上回っていることや、入所発表後に4月からの一時保育の問い合わせが多数寄せられ、待機児解消には及ばないことが予測されます。

一方、保育所等の拡大に伴い保育士が不足していることも大きな社会問題になっていま

す。保育士の処遇改善が進まないことが大きな要因です。東北の養成校には、全国から募集採用され、また、地元でも保育所が増えていることから、保育士希望の学生は早くから採用が決まり、全員が年内には確定している状況です。当法人においても保育士不足が深刻な状況です。新制度は参入規制の撤廃と一定の条件付ですが保育士資格を持たない職員も可となり、保育所における保育の水準を下回る危険性を孕んでいます。そのような中で公的保育を守り保育所を拡充し保育の質の向上に、法人として役割をはたしていかなければなりません。

重点課題

- ①公立岩切保育所の民営化の受託事業を成功させるために取り組みます。
 - ・今年度4月より保護者、仙台市、当法人の三者会議が開始され、10月より園長、主任、1月から当法人保育士6名が岩切保育所に入り引継ぎ保育を受けていきます。保育士の確保が最重要課題になります。
- ②法人キャリアパス保育版の実施運用を行い、研修の充実と共に職員の専門性、職務遂行の向上を図ります。

目標

- ①保育士採用にむけて6月頃より学校訪問等、採用に繋がる取り組みを行っていきます。
- ②岩切保育所の建設についてより良い施設環境づくりに取り組みます
- ③新採用職員、勤続3年までの職員の研修を丁寧に行い、法人の理念、仕事のやりがいや意欲を育て、定着を図ります
- ④深刻な保育士不足を打開するために、採用応募者が増え職員が長く働きつづける職場づくりについて、経営協議会等、職員と共に検討していきます

(3) 障がい者事業部

情勢

国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」が採択されたのは、2006年12月のことです。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は前文及び50条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。2014年1月20日我が国においても、障害者権利条約を批准しています。

障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止しており、「差別」とは、障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、例えば過度の負担ではないにもかかわらず

らず、段差がある場所にスロープを設置しないなど、障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の否定」も含まれるということが、明確に示されています。当法人においても障がいのある方たちを雇用しております。その方々に対して、権利条約を遵守した対応を「合理的配慮」という視点をもって実践していく必要があります。

またこの条約は、障害者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるようにするというノーマライゼーション思想の土台となるものであり、障害者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。さらに、条約の内容が実施されているかを監視する機関を国内に設置することが明記されています。しかしながら、この条約が正当に実行されているか否かについて監視する機関はいまだ設置されていないという課題があります。障害者総合支援法と権利条約の整合性についても、厚生労働省は何ら対策を打ち出すことはなく、それどころか年々増加する障害福祉サービス費の削減を見据えた政策の転換を図ろうとしています。

障害福祉サービスにおいても介護・保育同様に、いつでもどこでも必要なだけ利用できることが求められています。しかし、先にも述べたとおり、社会福祉制度自体を改革することによって、これまで以上の市場原理、競争原理の導入を強く打ち出している動きに対して、憲法第 25 条を軸とした、利用者の権利擁護、基本的人権、そして社会福祉事業を永続的に発展させていくために様々な機関と連携を図りながら、社会保障運動の推進が求められています。

目標

1. 工房歩歩及び障がい児者サポートセンターとしての安定した運営及び経営を目指します。
2. 児童発達支援及び就労支援における職員のスキル向上を図りながら、サービスの質の向上を目指します。
3. 職員の内外部での研修等に積極的に参加し、人材の育成に取り組みます。
4. 地域に根差した施設運営に取り組みます。
5. 介護・福祉の発展のため、社会保障運動を積極的に推進します。
6. 法令を遵守します。

具体的な取り組み

1. 各事業所は月次報告を基に予算執行率及び稼働率を把握しつつ、全職員と数値を根拠とした経営に関する討議の場を設け、安定した運営及び経営に取り組みます。
2. 「安心、安全に働くことのできる職場」という観点から、業務改善や経費削減に取り組みます。

3. 児童発達支援及び就労支援について、相談支援事業所と連携して、地域のニーズキヤッチを実施しながら、児童発達支援センター及び放課後等デイサービス、多機能型就労支援事業所として古川の新規利用者獲得に取り組みます。
4. 職場教育、評価制の構築に取り組み、職員が互いに育ち合え、働き続けられる職場づくりを目指します。
5. 利用者様、ご家族に寄り添いながら、サービスの質の向上に努めます。
6. 利用者様に満足していただくことのできるサービスを提供しながら、地域から選ばれる施設づくりに取り組みます。
7. 就労支援において、地域及び県連内各事業所等と連携を図りながら、障がいのある方たちが一般就労へ向けた訓練ができるよう取り組みます。
8. 大崎圏域において大崎健康福祉友の会等の関係機関と連携しながら、社会保障運動の拠点となるよう努めます。
9. 管理者の連携を強め、障がい事業部として問題・課題の早期発見及び解決に努めます。

(4) 児童厚生事業

1. 児童館をめぐる情勢

近年のひとり親家庭や共働き家庭の増加は学童期の子育てへの支援を必要としていて、放課後の子どもの居場所が求められています。

こうした市民の要望に応える形で仙台市は2017年3月「すこやか子育てプラン2015」を策定しました。そこでは、「子どもの活動拠点」として「児童館の整備」「放課後こども総合プランの推進」という基本施策が掲げられ、児童館に関わって次の4つの事業が掲げられています。

- ・放課後児童健全育成事業の推進
- ・放課後子ども総合プラン推進事業
- ・児童館等要支援児受け入れ事業
- ・中高生の自主活動支援事業

具体的には児童クラブでの2021年度小学6年生までの受け入れを段階的に実施することを目指すことが明記されています。

こうした市の施策に関わって、昨年度仙台市子ども未来局では児童館事業の担当部局を「児童クラブ事業推進室」と改称し、人員が大幅に変わりました。具体的には試行錯誤の末、今年度から小学4年の要支援児の受け入れが実現し、登録申し込みの時期の早期化が図られました。また放課後児童支援員資格制度が始まりました。良い内容も含まれていますが、時期・期間・割り当て人数等の課題がどこまで今年度改善されるかは未定です。

それ以上の大きな内容変更については、今後のどのような具体的な指示がなされるかをよく見ていかななくてはなりません。（「放課後子ども総合プラン」などではこれまでにない観点の新たな内容が盛り込まれています。）

また震災前から計画されていたという東宮城野小の児童館が具体化し、東宮城野小の 2 教室を改装して「東宮城野マイスクール児童館」として来年度の開設を目指して作業が始まる予定です。これは宮城野児童館にもかかわる点があり、運営上の対応が必要になると考えます。

2. 重点課題

- ① 「子育て支援新制度」についての理解を深め、仙台市の新制度について検討を加えながら、市民(利用者)にとってよりよいものになるよう具体化していきます。
- ② 東宮城野児童館開設を考慮し、宮城野児童館としての次年度以降の体制を作ります。

3. 目 標

- ① 「新制度」に関わる研修を深め、上学年が児童クラブに入ったときの対応について検討します
- ② 児童支援員資格が持てる職員を増やします。
- ③ 職員研修を深め、日常の仕事の伝達と交流を深め、特に若手の育成を図ります。
- ④ 次年度以降の体制について、事務的な遅れが出ないように、早めの対応を進めます。

高齢者福祉施設「宮城野の里」

2015年の介護保険・介護報酬の改定で、利用者様も、事業所も非常に厳しい状況にあります。

地域の状況を見ると、復興住宅が次々と建ち、地域に町内会が3つ増えるそうです。市営住宅ではコミュニティが形成されていない中、単身高齢者、低所得者で身寄りがない方など、複数の課題を併せ持った方たちが多く住んでいます。地域包括ケアシステムを見据えて、地域の社会資源たる施設の役割を果たしていかなければならないと考えます。

一方2017年4月にスタートする総合事業に向けた準備は待ったなしの状況です。通所介護、訪問介護の事業展開の在り方について、各方面からの情報を収集しながら、理念と経営の両輪をバランスよく動かしていかなければなりません。地域のマンパワーの掘り起こしも大きな課題となっています。

全国的に介護職員の確保・定着が困難であることが言われています。職員の処遇が改善されるような運動も行いつつ、何より自分の仕事にやりがい・充実感が実感できる職場であることが求められていると感じます。自分も作り手の一人として、持てる力を充分発揮できるように、育ち、育ち合う職場づくりを進めていきたいと考えます。

1、2016年度の施設目標

利用者様、ご家族様がその人らしく安心して在宅生活が続けられるように、法人理念、宮城野の里の方針のもとに良い介護・支援を実践します。

2、具体的取り組み

- ① 在宅7事業所を持つ宮城野の里の多機能性を活かした包括的な支援を実践します。
- ② 地域の社会資源の役割が果たせるように、地域のニーズを把握し、地域のみなさん、友の会のみなさん、ボランティアさん等と連携して住みよいまちづくりに貢献します。
- ③ 地域情勢と自治体の情報を把握し総合事業に向けて準備します。
- ④ 職員が心身ともに健やかに働けるように、働きやすく、やりがいのある職場づくりに努めます。
- ⑤ 各事業所、部署が一丸となって経営の安定化を図ります。
- ⑥ 社会保障が拡充され、誰もが安心して生活できるように、社会保障活動に積極的に取り組みます。

I. 事業所

【福田町デイサービスセンター I】

1. 目標

- ① 利用者様の目標を達成する為に、利用者様に関する情報を自ら集め、分析し、明確な根拠の基、個別ケアを実践します。
- ② 数多くのデイサービスの中から選ばれる一つになる為に、地域の情勢を把握し、ニーズの高い、魅力あるデイサービスを作ります。
- ③ 要支援の利用者様が、総合事業移行後も、継続して介護予防に取り組めるよう、新たな形態での介護予防サービスを開始します。

2. 具体的取り組み

①について

- 情報の伝達・共有の円滑化およびチームワークの強化により、ケアの統一を図り易くする為、2ユニット・担当制を導入します。
- 介護職は、明確な根拠の基、真の個別ケアを実践する為に、情報収集、アセスメント、プラン作成、サービス提供、モニタリングの全てを自分達自身で行います。
- 生活意欲の向上や ADL の改善の為に、意向に沿ったレクや行事、生活スタイルに合わせた動作訓練等、生活がし易くなる機能訓練サービスを提供します。尚、外出行事については、行先の選択肢を作ること及び少人数単位での実施を基本とします。
- 大勢でワイワイ楽しみたい時、親しい人とだけ話したい時、疲れて一人になりたい時など、それぞれの利用者様の好みや気分、場面に合う空間を演出します。
- 食養職員が心を込めて作った食事を、一番おいしい状態で提供する為に、温度管理や衛生管理を徹底します。また、自宅で食事とのバランスや、調理の参考にして頂く為、管理栄養士からのコメントを入れた献立表を、2週間毎に配布します。
- 利用者様の残存機能の発揮と介護事故防止の為に、常に環境を整備します。
- 送迎時の安全確保の為に、安全運転の徹底および運転手の体調管理を行います。
- 介護者の精神的負担を軽減する為に、家族懇談会を年4回開催します。
- 全職員のスキルアップを図る為、職員に万遍なく研修の機会が作れる内部研修を有効に活用します。

②について

- 地域のニーズを把握する為に、評判の高いデイサービスへの見学や、介護支援専門員から情報を集め、地域のニーズに合ったセールスポイントを作ります。
- 利用者様、来客者、関係者、同僚も含め、周囲の全ての人からの印象を良くする為、常に言葉遣いや態度、身なりに気を配るとともに、接遇・マナーについて学習します。
- また来たい、と思って頂ける様、お試し利用時および初回利用時の第一印象、心理的不安には特に配慮して対応します。

- 魅力ある活動や好事例の紹介、介護に役立つ情報発信の為、毎月広報紙を発行します。
- 相談員は、利用者様に関する報告・連絡・相談と、事業所のセールスポイントの紹介の為に、地域の居宅介護支援事業所をこまめに訪問します。
- 相談員は、各関係者との連絡調整を円滑に行うとともに、介護相談窓口としての役割を發揮します。また、健全なサービスが維持されるよう、運営基準や各種関係法令を熟知し、随時、実施状況の確認を行います。
- 利用増加傾向にある重度者の受け入れを円滑にする為、介護浴槽などの設備の充実を図ります。
- 利用率は86%を目標とします。

③について

- H29年度の総合事業への移行を円滑に行う為、要介護者へのサービスとは切り離し、独自の介護予防サービスを提供します。
- 介護予防・総合事業へのニーズを把握する為に、地域包括支援センターや、既に実施している他の自治体などの情報を積極的に集めます。

3. 年間行事計画

4月	お花見ドライブ・買い物ドライブ	10月	芋煮会
5月	おやつづくり	11月	紅葉ドライブ・買い物ドライブ
6月	新緑ドライブ・買い物ドライブ・家族懇談会	12月	忘年会・家族懇談会
7月	おやつづくり	1月	初詣ドライブ・買い物ドライブ
8月	夏まつり	2月	節分
9月	敬老会・家族懇談会	3月	ひなまつり・家族懇談会

【福田町デイサービスセンターⅡ】

1. 目標

- ① 認知症を持つ利用者様が望む、今と未来の暮らしの実現の為に、専門性ある認知症ケアを実践します。
- ② 利用者様とご家族が共に無理なく在宅生活を継続していく為に、利用者様、ご家族の様々な事情に合わせた柔軟なサービスを提供して介護の負担を軽減します。
- ③ 数多くのデイサービスの中から選ばれる一つになる為に、地域の方々、ケアマネージャーなど各関係者から信頼され、評判の高いデイサービスを作ります。

2. 具体的取り組み

①について

- 専門性ある認知症ケアを実践する為に、利用者様がどこで生まれ、どんな時代背景の中、どんな人生を歩んでこられたのか、どんな趣味や嗜好があったのか、どんな

暮らしをしていたのか、どんな障害（病気）を持ち、どんな不安や悩みを抱え、乗り越えてきたのか、できるだけ多くの情報を集めます。そして、そのデータを基に、今と未来、どんな暮らしを望んでいるのか、全員で分析・計画し、ケアの統一を図ります。

- 健康管理を確実に行う為、リスクの低い方も含め全利用者様に対し、表情や行動、仕草など些細な変化の観察及び午前・午後2回／日のバイタルチェックを実施します。
- 設え・環境整備においては、デイサービスの環境に利用者様が合わせるのではなく、利用者様に合わせて環境を創り、考えていきます。
- 不適切な対応や周辺症状の発生防止の為に、医学面から本人に及ぼす影響、生活障害としての理解、心理に生じる変化が生活面に与える影響など、病気の理解を深めます。
- デイサービスだけでなく、ご家族やケアマネージャー、併用しているサービス事業所や主治医などとの連携・協力による、包括的なケアを実践します。

②について

- 連絡帳では、活動内容を心理の変化も含め伝える為、毎回、写真を活用します。
- 必要時は訪問し、認知症ケアや身体介護に関する介護者への技術指導を行います。
- 介護者の気分転換と孤独感の解消などの為、家族懇談会を年4回開催します。
- 短時間利用や、早朝から夜までの延長利用など、利用者様の心身の状態や介護者の事情に合わせ、柔軟に受け入れ、かつ送迎サービスも行います。
- 食事サービスは、ご利用の時間帯に合わせ、朝食から夕食まで対応します。
- 経済的な問題、老々、認々介護など、介護量が不足している場合には、手ぶらサービスとしてタオル類の貸し出し、衣類の洗濯や保管などを行います。
- 床屋に行けない利用者様へは、提供時間外で田子のまちの床屋の付添をします。

③について

- 契約に至らない可能性あるお試し利用の方に対しても、出来る限りの情報収集とアセスメントにてケア方針を立て、満足のいく一日を過ごしていただける様にします。
- 事業所のサービスポイント、認知症ケアの取り組みの紹介、利用者様の様子など、魅力ある活動の様子を伝える為に、毎月広報紙を発行し、ご家族やケアマネージャー、各関係者に届けます。
- 利用率は75%を目標とします。

3.年間行事計画

4月	お花見ドライブ・誕生会	10月	芋煮会・食事会・誕生会
5月	食事会・カラオケ大会・誕生会	11月	紅葉ドライブ・誕生会
6月	新緑ドライブ・誕生会・家族懇談会	12月	忘年会・誕生会・家族懇談会
7月	流しソーメン・誕生会	1月	初詣ドライブ・誕生会

8月	夏まつり・誕生会	2月	節分・カラオケ大会・誕生会
9月	敬老会・誕生会・家族懇談会	3月	ひなまつり・誕生会・家族懇談会

【短期入所生活介護施設福田町】

1.目標

- ①安心して、心地の良く過ごせるショートステイを目指します。
- ②丁寧なケアを常に意識し、明確な根拠をもとにケアができるようにします。
- ③目標稼働率 98%

2.具体的取組み

①について

- 24hシートへの追加を随時行い、シートを活用した記憶に頼らない統一したケアを行っていきます。
- 両ユニット間の情報共有、周知が確実にできる仕組みをつくり、ケアの方法の変更や新たな取り組みも円滑に継続していけるようにします。
- どのようなケアを行っているのか、どのように過ごされているのか写真も使用しながら中身の見える記録をします。
- 要望や意向を聞き取り、利用者様の楽しみになるような活動や行事を行います。
- 利用者様お一人お一人がどのように過ごしたいかを日々のケアを通して聞き取り、ご利用中の生活が充実ものになるよう支援します。
- 現状の空間で完成ではなく、季節に合わせてたりご利用者様の状況に合わせて変えていき、くつろげる空間になるよう追求していきます。

②について

- 慣れの気持ちでケアや作業を行わず、どうすればさらによくなるのかを考えながら行います。
- 学習や研修を計画的に行い、経験だけに頼らない根拠をもったケアを提供します。

③について

- 安定した稼働となるよう、居宅介護支援事業所からの空き日程の確認や緊急のご利用に迅速に回答し、対応できるようにします。
- 空床案内を積極的に行っていきます。

3.年間計画

月	行事	会議学習内容
4	お花見	新入職員研修、ショートステイとは
5	おやつ作り	認知症ケア
6	おやつ作り	倫理・法令遵守・個人情報の保護

7	夏祭り	食中毒予防・まん延防止
8	流しそうめん	身体拘束
9	敬老会	事故発生予防・再発防止
10	カラオケ大会	非常災害時対応
11	紅葉ドライブ	
12	忘年会	感染症予防・まん延防止
1	初詣・新年会	2016年度総括
2	節分	
3	ひな祭り	

【ヘルパーステーション宮城野の里】

1. 目標

- ①利用者様がより良い状態で在宅生活が続けられるよう、根拠に基づいた質の高いサービスを提供します。
- ②総合事業開始による利用者様の不安が軽減できるよう、独自（保険外）サービスの利便性の向上を図ります。
- ③事業収支のバランスの均衡を図れるよう、新たな利用者の確保に努めます。

2. 具体的取り組み

① について

- アセスメントをしっかり行い、誰からみてもわかりやすい課題・目標、それに対する具体的方法としての介護計画を作成・実施し、定例会議と適宜カンファレンスにて情報共有と振り返り、相互のチェックを行います。
- 短期目標終了毎にサービス提供責任者は利用者様と面接し、モニタリングと再アセスメントを実施します。
- 訪問介護員の資質向上を図るため、利用者様の生活状況や身体状況に合った介護技術、知識の向上、接遇、コミュニケーション、その他、報告・連絡・相談を徹底した人材の育成に努めます。
- 利用者様の生活の支障について、訪問介護員としての役割、利用者を取り巻く関係者それぞれの役割を理解して、連携・協力しながら解決していきます。

② について

現在行っている独自（保険外）サービスの時間設定や料金の見直し、マンツーマンに限らないサービス提供など、地域の実情に合った新たなサービスを開発します。

③ について

- 介護支援専門員への報告・連絡・相談を密に行い、問題の解決や改善に努めます。
- 利用件数 平均 600 件／月 205 万円／月

3. 年間計画

4月	研修「接遇・コミュニケーション①」	10月	・満足度・意向調査の実施
5月	研修「接遇・コミュニケーション②」		・研修「接遇・コミュニケーション③」
6月	研修「事故・急変・非常災害時の対応」	11月	・満足度・意向調査の集計
7月	研修「倫理、法令遵守」「個人情報の保護」 「身体拘束と虐待防止・権利擁護」		・研修「接遇・コミュニケーション④」
		12月	平成28年度若干の総括
8月	研修「認知症ケア」	1月	・育成面談（～2月）
9月	研修「感染症・食中毒予防と蔓延防止」		・平成29年度事業計画作成

【ケアハウス宮城野の里】

1. 目標

- ① 1人ひとりの心身の状況を把握し、健康で生き生きと自分らしく安心した生活が送れるように支援します。
- ② 職員の質の向上に努めます。

2. 具体的取り組み

① について

- 個別にどのように生活したいか伺い処遇計画に反映させ支援します。
- トラブルが発生した時には迅速に対応します。
- 懇談会などで事故防止の為の環境整備や介護予防について情報提供します。

② について

- 内部研修に取り組み、外部の研修にも積極的に参加し、現場で活かします。

3. 年間計画

4月	お花見	10月	芋煮会 学習会（インフルエンザ、ノロウィルス予防）
5月	誕生会	11月	さんま焼き・誕生会
6月	親睦会、学習会（食中毒予防）	12月	クリスマス会
7月	ドライブ	1月	新年会
8月	ビアパーティー・誕生会	2月	豆まき・誕生会
9月	敬老会	3月	ひな祭会

その他

- ・親睦会は月1回開催を目安に取り組みます。
- ・年4回ケアハウス懇談会を実施します。
- ・毎月ケアハウス会議をおこないます。

【福田町地域包括支援センター】

1. 目標

包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを担当圏域で進めます。

2. 具体的な取り組み

① 社会資源の把握とマンパワーの育成

- ・基となる小学校区ごとの地図を作りそこに社会資源をマッピングしていきます。必要時有効活用します。
- ・また足りない社会資源について地域の方と共有し、ニーズの把握に努めます。
- ・地域のボランティア不足について、ボランティア養成講座の開催など他関係団体との連携協力などで開催を検討します。

② 認知症の取り組み

- ・認知症カフェについては2015年度のアンケート結果に基づいて再検討し、地域のニーズに合った開催とします。
- ・継続して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の普及啓発を進めます。

③ 地域ケア会議と包括ケア会議の開催

- ・地域ケア会議を年3回開催します。(7月、11月、3月)介護と医療の連携が必要な方などを対象として開催します。
- ・包括ケア会議は従来どおり各小学校区で開催します。内容としては、地域ケア会議の報告と包括の活動報告とし、それぞれの会議が連動して地域づくりに向けて機能できるようにします。

④ ケアマネ支援

- ・単独では年1回、学習会を開催します。
- ・居宅介護支援事業所に地域ケア会議を周知し、支援困難事例などの事例提供することで地域のネットワーク構築や支援の方向性の整理や確認などケアマネ支援に繋がるようにします。

⑤ 権利擁護の学習会

- ・年2回開催します。テーマとしてはセルフネグレクト、DVなどを企画します。

⑥ 介護予防

- ・介護予防教室年20回開催します。会場は田子西や上岡田地区など戸建の集団移転地域を含めて企画します。講師としては今後のネットワークも考慮した人選をします。

⑦ 包括の広報誌を年4回作成しPRに努めます。(5月、9月、12月、3月)内容は包括の活動や自主サークル、地域の社会資源などの紹介とします。

⑧ 介護予防プランについては質の向上に努め、利用者様とご家族がその方らしい生活が継続できるように支援します。

⑨ 介護予防教室や介護予防プラン、実態把握など実績としても安定できるように企画し運営します。

- ⑩ 研修に関しては専門職としての質向上と全体のスキルアップにつながる内容に積極的に参加します。

3. 年間計画

月	内容	
4月		
5月	広報誌	
6月	包括ケア会議	介護予防教室（20回）
7月	地域ケア会議	認知症サポーター養成講座（複数回）
8月	包括ケア会議	ケアマネ学習会（1回）
9月	広報誌	権利擁護学習会（2回）
10月		
11月	地域ケア会議、包括ケア会議	
12月	広報誌	
1月		
2月	包括全体会議、	
3月	地域ケア会議、広報誌	

【居宅介護支援 宮城野の里】

1. 目標

- ① 高齢者の豊かな在宅生活の実現のため、介護支援専門員としての資質の向上及びケアプランの質の向上を図ります。
- ② 地域の相談窓口としての立場の確立のため、気軽に相談しやすい環境を作ります。
- ③ 在宅高齢者が安心して住み続けられる町づくりのため、地域包括支援センターなどの活動に協力していきます。
- ④ 運営基準減算を防ぐため、恒常的にケアプラン適正化が図れる仕組みを作ります。
- ⑤ 事業収支のバランスの均衡が図れるよう、新たな利用者の確保に努めます。

2. 具体的取り組み

①について

- 週1回の定例会議にて、ケアマネジメントの実践に関する情報共有、課題改善方策の検討、過去の振り返りなどを行うとともに、個別研修計画を作成・実施します。
- 意向・満足度調査を実施し、公表します。

②について

- 特定事業所として24時間365日緊急電話対応を初め、生活上の些細な事柄や、介護保険請求に利用に至らない事例においても真摯に受け止め対応します。

- 挨拶や来客時の対応、電話対応・言葉遣いを振り返り、窓口の印象を良くするとともに、相談援助技術の向上を図ります。

- 地域の方々への挨拶、地域行事への参加等により、顔なじみの関係を構築します。

③について

地域に必要な社会資源を作っていくため、サービス提供実施地域（宮城野区、若林区、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町）におけるニーズの把握と情報提供を行います。

④について

- 制度の理解、Q&Aの熟知、情報収集、情報交換を行います。
- マニュアルや業務のルールを整備します。

⑤一人あたりのプラン件数は平均35件/月、事業所全体で179.5件/月を目指します。

3. 年間計画

4月	研修「マナー・接遇」	9月	研修「虐待防止・権利擁護」
5月	研修「相談援助・苦情対応」	10月	研修「認知症ケア」
6月	研修「倫理・サービス」	11月	研修「感染症対策」
7月	研修「コンプライアンスの遵守」	12月	意向・満足度調査の実施
8月	研修「個人情報保護」	2月	意向・満足度調査結果の公表

II. 部門

【医務部門】

1. 目標

利用者様が「宮城野の里」で安心して過していただき、ご自宅での生活が継続できるよう身体状態、生活の状態をアセスメントし支援します。

2. 具体的な取り組み

①利用者様、入居者様が安全に介護、生活支援サービスが受けられるよう嘱託医、主治医、関係機関との連携、介護職との連携を図ります。

②利用者様、入居者様の生活状況を把握し、利用者様の状態を的確に判断できるようにします。

③緊急時、急変時の対応、必要な医学知識、感染防止対策について職員教育を行います。

実際に対応ができるような内容にします。今年度は救命救急の講習会を実施します。

④薬の管理を確実にを行います。薬の間違いないようにマニュアルの見直しを行い、マニュアルを徹底します。

⑤機能訓練は、利用者様の目標が達成できるようにします。

⑥看護の専門性を活かせるように勉強会を実施します。「十符風の音」、「田子のまち」の

医務との連携を図り、必要時は会議を行います。

【食養】

1. 目標

作り手の顔が見える、利用者様、入居者様に喜んでいただける食事作りを目指します。

2. 具体的な取り組み

- ① 利用者様、入居者様の要望に応える食事を提供します。
 - お食事の場に伺い、直接食事についての感想を聞いたり、食事アンケートを行い、利用者様、入居者様の要望に応えるようにします。
 - 利用者様、入居者様に喜んでいただける食事を提供します。
 - 利用者様、入居者様の希望する時間に食事提供するようにします。
- ② 利用者様の身体状況に合わせた介護食・療養食を提供します
 - むせやすい、食事をうまく飲み込めない方に、食べやすい、飲み込みやすい食事を提供します。
 - 医務、相談員と連絡を取り合い、健康を維持できる療養食を提供します。
 - 圧力鍋、二度炊き、凝固剤を使用した調理の勉強会をします。
- ③ 作り手の顔が見える食事作りを目指します。
 - 介護と協力しながら、各フロアで利用者様の前で盛り付けし配膳する取り組みを行います。
- ④ 年間の掃除計画を作成して、大掃除を実施します。また、日々の清掃も掃除表に合わせて毎日行います。
 - 食材の納品時の温度管理と品質管理及び記録を徹底します。
 - 安価で新鮮な食材の購入に心がけます。
- ⑤ 会議等の取り組み
 - 月1回会議を開催して意見交換し、チームワークよく仕事をします。

3. 年間計画

月	内容		内容
4月	観桜の食事会	10月	芋煮会、サンマ炭火焼大会
5月	端午の節句、宮城野寿司開店	11月	宮城野寿司開店
6月	ステーキ祭り	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	新年会
8月	流しソーメン、御盆	2月	ステーキ祭り
9月	敬老週間	3月	雛祭り会

【事務部門】

1. 目標

利用者様・入居者様に快適に過ごして頂けるように、また、経営の安定化が図れるように各事業所、部署と連携し支援します。

2. 具体的取り組み

- 事務は、利用者様、入居者様、ご家族様、その他、他法人や業者等との窓口であり、今後も「施設のかお」としての意識を持ち接遇・マナーの向上に努めます。また、利用者様とのかかわりを積極的に作っていきます。
- 経営について、収支状況や予算到達状況などをわかりやすく職員に伝えるようにします。コスト管理も徹底します。
- 設備・備品の老朽化に伴い、各事業所、部署ごとに必要な修理・設備交換を計画的に実施し、利用者様・入居者様にとって快適な生活空間が作れるようにします。
- 事務会議を必要に応じて開催、必要事項の確認、スケジュール確認、定期的な振り返りを行い連携を図ります。
- 社保運動や学習会などに積極的に参加し、地域や職員に伝える役割、運動を組織し推進する役割を担います。

介護老人福祉施設 十符・風の音 デイサービスセンター 木の実

2015年度は指導監査やユニットリーダー研修実地研修施設再調査等があり、施設の取り組みを評価される年となりました。現状の施設が法令を逸脱することなく、適正に運営されている評価を得安堵しています。今年度におきましても、業務に関する取り組みでは、一つ一つの作業に丁寧さ確実さを追求し、法令遵守を心掛けていきたいと思ひます。

また、事故や苦情の報告を1つでも減らすことができるよう、人と人との関係性を良好に保つことを含めリスクマネジメントに力を注いでいきたいと思ひます。

介護保険制度改定のたびに、事業所、利用者様にその負担がのしかかっています。2015年度同様に施設全体で経費削減や稼働率増に向けての取り組みを継続し安定した施設運営を目標にすると共に、社会保障制度の充実を求める諸運動にも参加を進めます。

2016年度は施設をご利用する皆様が「自分は大切にされている」と実感できるような、そして働く職員がその持てる能力を十分発揮し活躍できるような職場を築き上げていきたいと思ひます。

1) 目標

- ・基本理念を中心に、入居者様、利用者様の豊かな暮らしを支えます。
- ・地域の社会資源として、施設の力を発揮します。
- ・職員が安心して働き続けられる環境を整えます。
- ・安定した施設運営を目指します。
- ・法令を遵守します。

2) 具体的取組

- ①入居者様、利用者様のお話を耳と目と心で聴き行動できる職員を育成します。
- ②ボランティアの方々や地域の方々のご支援、ご協力を頂けるよう、施設職員の地域貢献を推進し信頼関係を築きます。
- ③事故や苦情には迅速丁寧に対応し、原因分析と対策ついて多職種で検討し、再発防止や予防に努めます。
- ④職員の体と心の健康が保てるよう、定期健診、ストレスチェックの実施、面談、福祉用具の活用、研修企画を行います。
- ⑤安定した経営ができるよう予算達成のために各部署で目標を数値化し取り組みを進めます。
- ⑥各委員会を中心にマニュアルの見直しや勉強会を開催し、職員の自己研鑽に努めます。

I 在宅部門

1-1 【デイサービスセンター木の実】

1) 目標

利用者様ひとりひとりが楽しいと思えるデイサービスを目指します。

2) 具体的取組

- ① 利用者様とのコミュニケーションの時間を増やすため、業務内容の見直し、改善を行います。
- ② レクリエーション活動の内容見直しを行い、新しい内容を考案し実施します。
- ③ 小集団での活動を増やし、外出以外にも手先を動かす活動を増やします。
- ④ 職員のスキルアップのため、認知症・レクリエーション・介護技術・接遇などの内・外部研修に積極的に参加します。
- ⑤ デイサービス会議・アセスメント会議を定期的（月1回）に開催します。
 - ・サービス担当者会議などで得た情報を職員間で情報を共有します。安心、安全なケアを行うため、状況に合わせた統一したケアを提供します。
 - ・必要に応じ介護職会議も開催し、介護方法やレク内容の見直しを行います。
- ⑥ ショートステイ、医務、食養と連携し、同一のサービスを提供できるよう情報を共有します。

1-2 【ショートステイ 生活相談員】

1) 目標

利用者様、ご家族、ケアマネジャー、職員の架け橋となる存在を目指します。

2) 具体的取組

- ① 利用者様の自宅での生活を細かく確認し、迅速にユニット、医務、栄養士に出向き申し送りを行い、統一したケアを提供します。
- ② 自宅に近い環境を整え、転倒アセスメントシートを活用します。転倒リスクを把握し、ショート利用中も安全に生活を送ってもらえるように努めます。
- ③ ボランティアの皆さんに協力してもらい、利用者様の好きなことや楽しみを日常生活の中に取り入れられるようにします。
- ④ 利用者様、ご家族、ケアマネジャーの声を大事にします。改善が必要な部分は迅速かつ丁寧に対応していきます。
- ⑤ ケアマネ事業所を月1回（第3週目）空き情報を持参し回ります。顔の見える関係作りに努め、稼働率アップを目指します。
- ⑥ 少しでも希望に添った送迎が行えるように勤務時間の調整と介護タクシー利用の検討を行います。
- ⑦ デイサービスとの連携・情報共有を行い、ケアの統一を図ります。

1-3 【ショートステイ ユニット】

1) 目標

在宅生活・在宅介護を支えられるショートステイを目指します。

2) 具体的取組

- ① 利用者様・ご家族・ケアマネの声を大事にします。改善が必要な部分は迅速かつ丁寧に対応していきます。
- ② ユニット職員・協力ユニット・他職種への報告・連絡・相談を職員一人ひとりが責任を持ち、情報の共有、相談の充実を図ります。
- ③ 24時間シートの作成・見直しを行い、統一したケアを行います。
- ④ 施設内・外部の研修に参加すると共に、研修の内容を伝達し職員のスキルアップ・サービスの質の向上を目指します。
- ⑤ 季節にあった行事を企画し楽しんで頂くと共に、設えを行います。

II 施設入居部門

2-1 【生活相談員】

1) 目標

先を見据えた実調を行い、空床期間の短縮を目指します。

稼働率毎月 98%を意識します。

2) 具体的な取り組み

- ① 定期的に申込者へ状況確認を行い、候補者の選定・実調に結び付けます。
- ② 利府町保健福祉課の担当職員と連携し、入居規定に沿った公平な判断から入居者様の決定を行います。
- ③ 入居前と同じ暮らしが継続できるよう、ご家族やケアマネジャー、事業者からの情報収集に努めます。

2-2 【施設ケアマネジャー】

1) 目標

自宅に近い環境下で、自律（自立）した生活ができるように、ケアマネジメントの充実を図ります。

2) 具体的取組

- ① サービス担当者会議の早期開催を目指します（職員からの開催要請、状態変化時）
 - ・職員のみの場合は、要請があった当日に開催します。
 - ・ご家族参加の場合は、概ね1週間以内に開催します。
- ② アセスメント内容を充実させます。
 - ・ケアプラン短期目標の期間（3～6ヶ月）満了時、「アセスメントのための情報収集シート 151 記入の手引き」に沿って情報を収集します。

- ・情報収集した内容については、「ケアプラン策定のための課題検討用紙」を使用して課題分析を行います。
 - ・担当者アセスメントシート、24時間シート、宮城県版アセスメントシートの整合性を図ります。
- ③ 介護支援専門員の研修に参加します
- ・対人援助技術およびアセスメント能力を向上させ、自律（自立）支援に沿ったケアプランを作成できるようにします。

研修参加計画

6月	第1回介護保険施設介護支援専門員等研修会	12月	利府町 施設ケアマネジャー連絡会
7月	介護支援専門員研修 専門研修 I	1月	第2回介護保険施設介護支援専門員等研修会
10月	コミュニケーション技術・対人援助技術研修		

2-3【長期入居 ユニット】

1) 目標

入居者様・ご家族が安心して過ごせる場所にします。

2) 具体的取組

- ① 日頃の暮らし、状態変化、気が付いたことをご家族に伝え、入居者様の暮らしについてなんでも言い合える関係を作ります。
- ② 安心できる場所にするために、入居者様1人1人に合わせた食べる環境・くつろぐ環境を整えます。
- ③ ヒヤリハット・事故を分析し、事故を予防します。不足している知識・技術の学習を行い自らのスキルアップに努めます。
- ④ 丁寧な言葉づかい、身だしなみを整え、どなたとでも信頼関係を築けるようにします。

Ⅲ 部署部門

3-1【食養】

1) 目標

おいしく・安全な食事の提供を目指します。

2) 具体的取組

- ① メニュー改善に努めます。
- ・給食業者、田子のまち、風の音で3か月に1回行っている献立会議を行います。嗜好調

査を行い、よりニーズに合った食事提供が出来るよう努めます。

② 個々に合わせた食事を提供します。

- ・サービス担当者会議を中心に他職種との連携を密に取り、入居者様やそのご家族の希望に沿った栄養ケアを行います。

③ 安全な食事を提供します。

- ・隔月の献立会議で、厨房作業の効率化と衛生管理について話し合い、配膳ミスや異物混入、食中毒発生防止に努めます。
- ・食事委員会と連携し、食事委員中心となって各ユニットの衛生管理に努め、その他の職員へ衛生管理マニュアルの周知、意識付けを行います。

④ 外部研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めます

3-2【医務】

1) 目標

入居者様・利用者様が、元気で過ごせるように医療的な側面から支援していきます。

2) 具体的取組

- ①一人ひとりの健康状態により、予測できる症状への対策や必要な情報の共有、医療的な側面から生活を支援していきます。
- ②他職種とのコミュニケーションを大切にし、小さな気付きも情報共有できるように努めます。
- ③状態変化や事故発生時など、医療的な処置や対応が必要な時は、医療的見地から専門職として、ご家族様へ説明・対応していけるように努めます。

3-3【機能訓練】

1) 目標

機能訓練計画書を作成します。

2) 具体的取組

- ①3か月毎に機能訓練計画書を作成します。
- ②機能訓練計画書作成時に囲職員と入居者様の身体状況を把握し、今後の計画実施について、どのように実施していくか話し合い、入居者様の生活に合わせた実施をしていけるように努めます。

3-4【事務】

1) 目標

利用者様、ご家族が安心してご利用できる施設を維持できるようにします。

職員が安心して働くことが出来る環境を維持します。

2) 具体的取組

- ①利用者様、ご家族の疑問に答えられるよう、介護保険制度についての勉強を行います。
- ②職員の疑問に答えられるよう、就業規則に則した制度学習を進めます。
- ③経理部として、より分かりやすい経営報告が行えるよう、資料作成の工夫を行います。
また、経理、出納業務を正確に行うために、必ず予備資料（チェック表等）を準備し、
チェックを行います。場合によってはダブルチェックも行うように職員間で検討します。
- ④施設管理では、現場からの要望に早急に答えられるよう、事務職員間での情報共有と修繕業者の手配等を行う手順書の作成を行います。

3-5 【LSA（ライフサポートアドバイザー）事業】

1) 目標

在宅で過ごされている高齢者世帯の方々に必要なサポートができるよう、利府町との連携を図ります。

2) 具体的取組

- ②毎週月～金（祝日を除く）葉山シルバーハウジングの訪問を行い、報告書を作成し町に提出します。
- ②毎月、石田・堀川・八幡崎・ゆのき住宅の訪問を行い、日誌を作成し町に提出します。
- ③年4回、利府町、地域包括支援センターとのLSA会定例議に参加し、情報共有します。
- ④訪問時、介護保険や生活保護等の相談があるため、適切なサービスに結び付けられるよう、自己研鑽します。
- ⑤LSAの夜間対応について引き継ぎ出来るよう申し送りに参加し、勉強会も開催します。

3-6 【ボランティアコーディネーター】

1) 目標

入居者様・利用者様が風の音に来てよかったと思ってもらえるよう、ボランティアの方々、地域の方と接する機会を増やしていきます。

2) 具体的取組

- ① 職員により、ボランティアに対する理解・接し方について差があるので、ボランティア委員を通して理解を深めていきます。
- ② ボランティア受入のマニュアルが見直されていないので、今の状況に合うように検討していきます。
- ③ 入居者様・利用者様がニーズに合わせて、教室の開催、内容の検討をしていきます。
- ④ ボランティアの方々のスキルアップの為に、勉強会を開催していきます。
- ⑤ おたより（風の音便り）を通して、風の音を知ってもらい、地域の方にも来ていただける環境を作っていくよう毎月1回葉山町内会へ回覧していきます。
- ⑥ 地域活動への声掛け、参加を職員へも伝え積極的に参加していきます。

2016 年度年間計画予定

	施設	委員会	学習会	地域	長期入居部門	短期入居部門	通所介護部門
4月	辞令交付式 避難訓練・消火訓練 風の音サテライト史開所	*各委員会月1回定期開催 *入居判定委員会随時開催 *ボラ：毎月風の音たより発行 *事対：毎月車いす点検 安衛：職場巡回、腰痛予防ベルト配布 食中毒・感染症予防びまん延防止検討委員会 事対：ベッド点検	事対：搜索訓練	福祉まちづくり住民の会役員会 町内会総会 LSA定例会議 葉山保育園入園式	お花見	お花見	花見ドライブ 手巻き寿司
5月	ご家族事業報告会 医務：胃糞交換	安衛：職場巡回、新入職員面談 事対：杖・歩行器点検 社保：財政活動	サブリーダー： プライバシーについて	福祉まちづくり住民の会役員会・総会	あやめ祭り 家族食事会 個別外出 おやつ作り	新緑ドライブ	季節小物作り どらやき作り
6月	前期職員健康診断 前期ユニットリーダー研修	安衛：職場巡回 事対：手すり点検 社保：財政活動、平和行進	食事・感染：食中毒予防について	福祉まちづくり住民の会役員会 町内会清掃活動	家族懇談会 あやめ祭り 個別外出 水族館	あやめ園外出	利府名所巡り 運動会
7月	行事食：七夕	安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防びまん延対策委員会 事対：椅子・テーブル点検 社保：原水禁社行会、財政活動	事対：身体拘束 廃止について	福祉まちづくり住民の会役員会 LSA定例会議 町内会清掃活動	個別外出 ドライブ かき氷 花火	七夕 スイカ割り 流しそうめん	七夕うちわ、 飾り作り 流しそうめん
8月	風の音ふれあい祭り 前期ユニットリーダー研修 行事食：お盆	安衛：職場巡回 事対：ナースコール点検 社保：原水禁世界大会	安衛：ターミナルについて	福祉まちづくり住民の会役員会 町内会夏祭り	花火大会 流しそうめん 個別外出	花火大会 スイカ割り	夏祭り スイカ割り
9月	全職会議 行事食：敬老の日、お彼岸 医務：定期健診	安衛：職場巡回、新入職員面談 事対：ベッド点検	リーダー：認知症について	福祉まちづくり住民の会役員会 町内会清掃活動	敬老会 食事会 はっと汁	敬老会	敬老会ドライブ
10月	避難訓練・消火訓練（夜間想定） 行事食：お月見 医務：胃糞交換	安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防びまん延対策委員会 事対：杖・歩行器点検 社保：国民大集会、財政活動	事対：搜索訓練（夜間想定） 感褥：感染症予防について	福祉まちづくり住民の会役員会 LSA定例会議	個別外出 紅葉狩り お月見 芋煮会	芋煮会 ハロウィン	芋煮会 ハロウィン
11月	職員面談 後期ユニットリーダー研修 医務：インフルエンザ予防接種 レッツトライヘルス	安衛：職場巡回 ボラ：ボランティア交流会 事対：手すり点検 社保：福祉ウェブ	事対：リスクマネジメントについて	福祉まちづくり住民の会役員会 中学生キャリアシップ	鍋 紅葉狩り ドライブ	外出 お菓子作り	定義山ドライブ
12月	行事食：クリスマス、冬至、年越し レッツトライヘルス	安衛：職場巡回 事対：椅子・テーブル点検		福祉まちづくり住民の会役員会 利府町施設ケアマネジャー連絡会	クリスマス会 光のページェント	クリスマス会	年末お楽しみ クリスマス会
1月	後期職員健康診断 事業計画作成 行事食：正月	安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防・びまん延対策委員会 事対：ナースコール点検	ボラ：ボランティアについて	福祉まちづくり住民の会役員会 LSA定例会議 町内会廃品回収	新年会 初詣 お正月	初詣	新年会 餅つき大会 初詣
2月	委員会編成 ユニット費交渉 行事食：節分	安衛：職場巡回、ストレスチェック 事対：ベッド点検	安衛：ターミナルケアについて 食事：盛り付けについて	福祉まちづくり住民の会役員会	節分 恵方巻	節分 鍋パーティー	節分 バレンタイン チョコ作り
3月	全職会議 事業報告作成 行事食：ひな祭り、お彼岸 医務：定期健診、胃糞交換	安衛：職場巡回 事対：杖・歩行器点検 社保：ピクニック集會	管理者：職業倫理と法令遵守について	福祉まちづくり住民の会役員会 葉山保育園卒園式	ひな祭り	ひな祭り 鍋祭り	桃の節句

デイサービスセンターくりこまの里

くりこまの里が開所し10年目となりました。ここ数年は安定した経営をしてきておりましたが、27年度の冬時期に利用者様の永眠などが続き、過去5年の中で一番の稼働率・報酬の低下を経験しています。改めて通所介護の経営・運営の難しさを実感しました。今回の経験により、くりこまの里の目指すものは何なのかを考える良い機会となりました。目指す頂を職員間で共通理解・共有し進んでいくことが大切であると思っております。28年度は27年度の反省を活かし、初心にかえることによりサービス、職員間の連携あり方などを再構築していきたいと思っております。サービスとしては「売り」「強み」を再認識し、質を上げていきたいと考えております。

また、くりこまの里の近くに寄付していただいた建物があります。東北工業大学の教授、生徒の方々と一緒に建物を使ったコミュニティーづくりを展開していく予定です。対象としては要支援者の方を対象とし、総合事業のモデルとなれるよう取り組んでいく予定です。小さな建物ですが内容としては多岐にわたるものと考えています。こちらの事業を成功できるよう職員一丸となり取り組んでいきたいと思っております。

2016年度目標

- ・サービスの質、職員の専門職としての資質の向上を図り、安定した稼働率が確保できるようにします。
- ・新しい取り組み（総合事業）を通し、地域の中で出来ることの可能性を広げ、地域コミュニティー形成を目指します。
- ・施設理念を常に意識し、実践していける組織づくりを行なっていきます。
- ・職員一人ひとりが役割を意識し、協力し目標に向かっていけるような組織強化を目指します。
- ・社会保障運動に取り組み、社会保障の充実を訴えていきます。

デイ I

<方針>

- ・在宅生活での生活が継続できるよう生活機能、運動機能が維持・向上できるようなサービスを提供していきます。
- ・利用者様が自己選択、自己実現できる支援を提供していきます。
- ・「こまの部屋」
自然に集まる和みの空間を利用者様と共につくっていきます。
- ・「里のフロア」
人（利用者様同士、職員）との関わり、活動を通して、心も体もポッカポカになれる時間を提供していきます。

- ・地域交流を通して、社会活動が図れるよう支援していきます。

デイ II

<方針>

- ・認知症の利用者様が安心して過ごせる支援・環境をつくって行きます。
- ・利用者様の情報収集・共有を行うことで統一した介護を実施します。
- ・認知症の学習を通し、専門職としての介護を実践していきます。

相談員

<方針>

- ・家族様、ケアマネジャーの方々に身近な施設と感じていただけるよう、情報発信、連携を図っていきます。
- ・法令順守に努め、相談員業務を適正に遂行します。

<具体的取り組み>

介護職

<方針>

- ・利用者様が安心して過ごせる空間、元気になれる時間を提供します。
- ・お一人おひとりに合わせた、あたたかい介護サービスができるよう努めます。
- ・お一人おひとりに合わせた技術を身につけ、確認することで利用者様に安心して介護を受けていただけるように努めます。

医務

<方針>

- ・ご家庭の様子、通院状況などの情報収集を行い、体調管理が出来るよう努めていきます。
- ・誤薬ゼロを目指します。
- ・運動を取り入れ、リハビリなどのニーズに応えられるよう努めます。
- ・感染予防対策を実施していきます。

居宅

<方針>

- ・介護保険を熟知し、法令順守に努めます。
- ・ご利用者様、家族に適切なサービスの提案、情報提供を行い在宅生活の支援を行います。

介護老人福祉施設 田子のまち

【特養】

1. 2016 年度目標

- ①稼働率 年間平均 97%を目指します。
- ②入居者様、ご家族の視点に立ち、その方らしい暮らしが継続できる様にサービスの質を追求します。
- ③地域との関わりを大切にし、居心地の良い暮らしの場をつくります。
- ④職員の連携、意見交換ができる風通しの良い関係を築き、チーム力を強化します。

2. 2016 年度取組

- ①待機者の状況を把握し、次期入居者の選考が速やかにできる様に待機者リストを整えます。
- ②入居者様、ご家族の要望や事故の対応に対し真摯に取り組みます。
- ③多職種連携でケアプランの充実をはかり、実践に努めます。
- ③研修の参加、勉強会を開催し、職員のスキルアップに努めます。又、職員が健康で働き続けられる職場環境を作りを行います。
- ④宮城野の里との連携、町内会や近隣学校との関わりを深め、「地域包括ケアシステム」を考慮した取り組みを行います。
- ⑤社会情勢を把握し、社会保障運動への参加を推進します。
- ⑥法令を遵守します。

【ショートステイ】

1. 2016 年度目標

- ① 稼働率 年間平均 76% を目指します。
- ② 選ばれるショートステイを目指します。利用者様、ご家族が「利用して良かった」と感じることでできる場所と時間、ケアを提供します。

2. 2016 年度取り組み

- ① 4月、5月、6月は花梨のみで 50%の稼働にします。7月からは 85%の稼働を目指します。
- ② 同日の入退所の調整を行います。重なる場合は、空き部屋を一時使用出来るよう準備し、安心して過ごして頂きます。ユニット職員に事前に伝えます。
- ③ 事前に情報を収集します。少しでも早く情報を職員に伝えられる様、実調前にケアマネからの聞き取りを大事にします。
- ④ 利用者様、ご家族、ケアマネジャーからのご意見に真摯に対応します。

【医務】

1. 2016 年度目標

- ① 配薬準備・配薬マニュアルの更新と周知徹底、マニュアルを遵守し、誤薬ゼロに努めます。
- ② 利用者様の健康管理に努め、多職種との連携で診療の補助、療養上の支援を行います。
- ③ 利用者様、ご家族の想いを理解し、信頼関係を築いて行けるよう努力します。

2. 2016 年度取り組み

- ① 効率良く正確に行えるよう業務内容を整理し、分担できるよう改善します。
- ② 医療機関を含め多職種との情報交換、交流に努めます。
- ③ 入居者様の目線に立ち、言葉遣い、態度に充分配慮します。
- ④ 月 1 回(第一水曜日の 10:45～) 医務会議を行います。
- ⑤ 職員のスキルアップのため外部研修に参加します。

【食養】

1. 2016 年度目標

- ① 安心安全な食事提供を行います。
- ② 美味しく、食べる喜びを大切にした食事提供を行います。
- ③ 正確に、効率が良い仕分け業務を行います。
- ④ 職員同士がコミュニケーションをとりあい業務を行います。

2. 2016 年度取り組み

- ① 食養会議の時に衛生に関する勉強会を行います。
- ② 給食委託会社との献立会議を開催します。
- ③ 食養会議を月 1 回開催します。
- ④ 食事委員会と連携しながら食事提供を行います。

【事務】

1. 2016 年度目標

- ① 職員と連携を図り、全員参加の経営を行います。
- ② 業務のミスをなくし、迅速かつ正確な処理を行います。
- ③ 社会保障運動に積極的に参加します。

2. 2016 年度取り組み

- ① 経営報告の見直しを行います。リーダー会議で毎月職員に分かりやすく報告し、職員の意見を反映します。
- ② 年間業務の計画を立て毎月確認を行うことで、効率よく業務を遂行するとともに、ミスを防ぎます。

- ③ 掲示板や会議で社会保障運動の報告を行い、職員へ運動の趣旨や意義、結果を正確に伝達し、参加を呼びかけます。

乳銀杏保育園

2016年度、乳銀杏保育園の保育所経営を次の計画ですすめていきます。

1、事業規模

(1) 入所児数

定員 120 名ですが、4 月は 134 名で出発します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
1歳	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
2歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
3歳	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
4歳	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
5歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
合計	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132

*3,4歳児クラスに障がい児が4名入所になります。

(2) 職員体制

職員状況は以下ようになります。その他小児科・歯科の嘱託医2名。小児科医は今年度より地域の小児科医と契約を結びました。一時保育は正規1名と臨職1名とで行います。また、休日保育は休日担当者が4名があたります。正規保育士1名は5月から産前休暇に入り、3月まで育休の予定です。公立岩切保育所の民間委託を受け、1月から引継ぎ保育のために3名の保育士を派遣します。そのため、4月より先行して3名の保育士雇用の予定で、3名の新卒者の採用をおこないました。しかし退職者や産休予定者もあり、常勤保育士が2名不足しています。1月からの体制を整えるために、引き続き採用に繋げる取り組みを行っていきます。

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務用務	合計
正規職員	1	20	1			1	23
臨時職員		4					4
パート6h		3		2		1	6
パート5.5		週3回1					1
パート5h		1					1
パート4h		2		1	1	1	5
パート3.5						1	1
パート3h		1				1	2
パート2.5		1		1			2
土・休日		2					2
合計	1	32	1	4	1	4	44

(3) 保育事業内容

- ①基本的運営は公定価格に基づいた給付金と仙台市補助金・利用料で、利用料は延長・一時特定・休日保育、主食代が入ります。
- ②特別保育事業は、乳児保育・障害児保育のほか、延長保育・一時継続の利用保育（仮称）・休日保育を行います。

(4) 職員の業務分担と役割

- ・児童の担当する職員を定め、計 9 クラスで日々の保育を展開します。フリー、一時保育担当、休日と延長担当職員を配置します。
- ・園長は主任の助けのもとで総括的指揮を執ります。主任保育士 2 名で主任業務を分担して行うようにします。主任保育士・副主任は保育内容等保育全般を把握して指導し、職員間や保護者との関係が円滑なものになるよう配慮します。日々の業務管理は主任保育士がおこないます。
- ・会計担当は事務員、会計責任者は園長とします。園長は予算管理と、保育所運営全般の事務に責任をもちます。
- ・食育に関しては一時保育を含めて栄養士を中心にして給食担当者と保育士が連携してあたります。
- ・健康管理に関しては、一時保育を含めて看護師が中心にあたります。

(5) 設備・環境

- * 給食室のガスコンロ、冷蔵庫が不具合をおこし買い替えが必要です。
- * 旧園舎の 4・5 歳児クラスの冷房用エアコンが老朽化しており、買い替えが必要です。
- * 老朽化している、5 歳児クラスの椅子（半数）を整備します。
- * 安全保育を徹底していくために必要な整備をします。
- * 必要な保育教材を整えます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

①児童憲章および児童福祉法に則り、保育指針に基づいて子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。しっかりした自我を持ち仲間と共に育ちあい、豊かな知的興味と感性をもった子どもに育てます。そのために「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人とのかかわりを保育の中心にすえます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4 月	入園式・園児健診・懇談会・歯科検診	10 月	運動会・5 歳児登山・秋刀魚焼き
5 月	遠足・懇談会	11 月	焼き芋大会・園児健診・
6 月	懇談会	12 月	クリスマス子ども会・餅つき
7 月	夏祭り・懇談会	1 月	ほうねん座公演 懇談会
8 月	5 歳児おとまり保育・4 歳児夕涼み会	2 月	豆まき、懇談会
9 月	お月見・人形劇観劇会 懇談会	3 月	ひな祭り・卒園式・終了式

・幼児組の毎月の誕生会・地域活動としては年間10回の「遊ぼう会」を第3木曜日に行い、わらべうた遊びや保護者の育児相談を行っていきます。

(2) 保育対象

生後8週（産休明け）から就学前まで保育します。

(3) 保育時間

午前7時から午後6時までを保育時間とします。その後午後7時までの1時間の延長保育をおこないません。土曜日の延長保育は行わないが、保護者から要望が出されたときにはその都度対応します。

(4) 保育方針

①一人ひとりが健康で安全に過ごせるような環境に配慮していきます

- ・日々の健康状態を観察し、心身の状態に応じて必要な配慮ができるようにします。
- ・健康管理として年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行います。
- ・感染症対策として手洗いやうがい子どもたちにとって気持ちよい生活習慣となるよう指導します。また、感染症の広がりをしてできるだけ抑える対策を全職員で行います。
- ・職員一人ひとりが清潔な環境をつくることに配慮できるようにします。

②子どもの発達を十分に理解し、年齢ごとの遊びや課題別の活動を充実させます。

- ・毎年の実践の積み重ね（遊びや活動、生活指導など）を年齢ごとにまとめ、実践に活かせるようにしていきます。
- ・日々の遊びや活動の蓄積やめあてが行事に結びつき子どもの喜びや達成感を得られるようにしていきます。また職員皆で取り組み、日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にしていきます。
- ・子ども・子育て支援新制度に変わり、認定こども園は午前中が学校教育法に基づく教育の位置付けを行うこととなります。当法人は保育所として存続していくが、これまで培ってきた養護と教育を大切に継続し、保育所で行われている教育についてカリキュラムにおいても、さらに整理し系統的な保育活動の中で育ち就学を迎えていくことについて、これまで以上に保護者に伝えていくことを重視していきます。

③子どもの内面を捉え、どの子どもも安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるようにします。

- ・子どもが安心して表現できるよう子どもの思いやつぶやきにしっかりと耳や心を傾けていきます。

④一人ひとりが自信を持って仲間と一緒に育ちあえるようにします。

- ・同年齢の共同体験だけでなく、異年齢保育を検討、実践していきます。

⑤障害をもっている子どもは3歳児に2名、4歳児に2名となります。研修を重視し障害をもっている子の発達への援助と共に、クラスの仲間と共に育ちあう保育を追及します。

⑥子どもの育ちについて必要な場合は個別面談を行い、子ども理解を共有し、保護者の悩みや困難を受け止め、必要な関係機関と連携し支えていけるようにしていきます。

⑥年齢ごとに虫歯予防に取り組みます。特に幼児クラスに入所してくる児童の中に一人で数本以上虫歯になっている子どもがいます。保育園でのうがいや歯磨きを行うと共に、家庭での虫歯予防やおやつ摂取について保護者と考えあっています。

(5) 安全管理

①子どもたちの安全に万全を期すためマニュアルを全職員で確認し、新人には実践的な研修を行います。

特に散歩は安全確認を怠らずに常に緊張感を持って実施していきます。

- ②防災対策では東日本大震災の経験を踏まえて、避難時への対応を含めた防災計画を作ります。落下や転倒防止など地震への備えと同時に、光熱水の備えと充電器、備蓄品など実際に使用するものを備えます。
- ③不審者対策の避難訓練もマニュアルに沿って年間2回実施。不審者の状態を見極め、子どもたちを守るための適切な対応ができるようにします。また休日保育など体制が少ないときに安全を守るために、施設などの確認をしていきます。

3、保護者支援と連携

- ①職員一人ひとりが保護者の生活実態や仕事の状況などを理解できるように努め、より良い子育てができるように保護者の思いに寄り添い、支援していきます。
- ②保育園を理解してもらい、子育てへの願いを語り合えるような関係をつくっていくために、年2～3回のクラス懇談会やクラスごとの保育参加を実施します。懇談会は参加して良かったと感じられる内容を管理部と職員とで検討して取り組みます。
「おやじの会」をバックアップし、つながりを広げ育児や子どもの心の発達について理解が深まるようにしていきます。
- ③アンケートを取り保護者の思いや保育園評価について把握します。
保護者の意見や要望は誠実に受け止め、ていねいに対応します。
- ④一時・特定保育や休日保育を実施し、地域の子育て支援の役割を担い保護者の育児不安に寄り添い育児相談に対応していきます。

4、職員の研修と評価

- ①子どもの人権を大切にされた保育をしていくために、子ども一人ひとりを大切にすることはどういうことなのか、考えあい学んでいきます。
- ②子どもの主体性を大切にするために、年齢ごとの発達の特徴を学び、子ども理解を確かなものにしていく研修を行います。
- ③遊びや生活で深めていくテーマを決めて、学びながら実践していきます。
- ④「自我」の育ちと「仲間のなかで育ちあう関係」を大切に実践が積み重ねられるようにしていきます。
- ⑤園内外の研修にどの職員も参加できるように計画し、一人ひとりが自分の目当てを決めて研修に取り組むようにします。
- ⑥職員の自己評価と保育園評価について、職員の共通理解を深め一人ひとりの専門性を高めていきます。
- ⑦新入職員の不安や悩みに応えられる場面記録検討などの研修を行い、保育に意欲的に取り組めるようにしていきます。また園全体の仕事の理解と職員集団の中で不安を解消して仕事に意欲を持てるように、OJTの取り組みを今年度も行います。

5、小学校との連携

- ①子どもの生活や発達の連続性を踏まえ保育内容を工夫し就学に向けて小学校との連携を図っていきます。
- ②園児の就学に際し、「保育所児童保育要録」を小学校に送付し、学校見学などを行いよりよい連携を図ります。

6、今年度の重点事項

- ①法人内の保育部門のキャリアパスを実施運用し、各保育園の保育の質の向上をめざします。
- ②貧困と格差が広がり、子どもたちの健やかな成長を阻害する要因として社会的に大きな問題になっています。保育所の社会的な役割を捉え保育園の中で必要な支援が行えるようにしていきます。
- ③職員が法人理念、保育方針に団結して生き生きと取り組めるように、互いに尊重し合い、コミュニケーションが円滑に行えるようにしていきます。
- ④新入職員が増え、経験年数も低くなるので、職員全体で研修を行い、保育の中での職員間の伝えあいを意識して行っており、重大な事故にならないように園全体で取り組んでいきます。また1．2歳時期におこりやすい「かみつき」「ひっかき」についても、きめ細かい方針をもち防いでいきます。
- ⑤3名の新入職員を含め、1～3年目の職員が8名であることから基本的な生活へのお世話の技術、衛生上の配慮を実際の場面で指導するなど、ていねいに行っていきます。
- ⑥保護者との信頼関係を築くために、丁寧な伝えあいを行っていきます。

柳生もりの子保育園

平成 28 年度、柳生もりの子保育園での保育所経営を次の計画で進めていきます。

1. 事業規模

(1) 入所児童

今年度は 122 名の定員数で出発し、以下の入所数を受け入れていきます。

年齢	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0 歳	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
1 歳	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	252
2 歳	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	276
3 歳	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	228
4 歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	288
5 歳	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	300
合計	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	1464

(2) 職員体制

今年度は、正規保育士 1 名が復帰し、正規保育士 17 名（2017 年 4 月開所予定の岩切保育所の引継ぎ保育の人員配置も見込む）と正規保育士の配置を増員して職員体制を計画します。また、正規栄養士の産休に伴い、産休代替の正規栄養士も雇用し、次年度の岩切保育所の開園に向けて引き継ぎも行っていきます。

ここ 2～3 年の全国規模での保育士不足も大きく関係し、もりの子保育園は柳生地区の通勤しにくさも関係するのか、なかなか募集しても採用までつながらず厳しい状況が続いています。今年度は正規職員の退職と契約満了保育士の退職に伴い、新たに 3 名の臨時保育士を募集していますが上記のことから、4 月は岩切保育所の引継ぎ保育の担当者もクラスに配置してのスタートとならざるを得ない状況です。そのために、今年度も常勤者のフリー保育士が確保できず、パート職員をつないで一人分として配置しています。厳しい保育現場の中、今年度も主任二人体制で保育業務全体を指導できるよう配置します。合わせて、来年度の主任保育士の転勤に伴い、もりの子保育園の主任業務の引継ぎも行っていきます。保育士の体制不足から、今年度は随時保育士確保のための手立てを検討し、人材確保に努めます。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務・用務	合計
正規職員	17	2	1		1		21
臨時職員	3						3
パート 6h	4						4
パート 5h			1			1	2
パート 3.5h	1						1

パート 4h	2			1			3
パート 3h	3		2			2	7
合計	30	2	4	1	1	3	41

上記の他に嘱託内科医師 1 名、歯科医師 1 名

(3) 保育事業内容

- ①基本的運営は公定価格収入、補助金収入、利用料収入によります。利用料収入は 1 時間（18：15～19：15）の延長保育と 7 ヶ月分の主食代がはいらいます。28 年度は、正規栄養士 1 名が産休・育休を取得します。女性職員の多い職場であり、小さな子どもを育てながらの職員も多く、子育てと仕事が両立できるよう職員全体で支え合って運営していく体制づくりを目指します。今年度の障害児保育は、3 歳未満児 1 名と 3 歳以上児 7 名の障害児保育を行います。その他、各クラスに配慮を必要とするこどもも複数いる中で、正規職員を多く配置し、保育の発展や安全を図れるような配置と配慮が必要と考え計画しました。昨今の保育士不足から 8 時間の常勤保育士が確保できず、今年度は 0・1 歳混合クラス、1 歳児クラス、3 歳児の障害児担当の 3 人を 6 時間のパート保育士 3 名と 2 時間のパート保育士 3 名で配置し、指導しながらクラス運営していきます。
- ②特別保育事業は乳児保育 9 名、障害児保育 8 名、延長保育 1 5 名程度の利用で行いません。

(4) 職員の業務分担と役割

職員の業務分担

- ① 児童の担当する保育士を定め、8 クラスで日々の保育を展開します。
園長は主任の助けをかり総括的指揮をとります。2 名の主任保育士は業務を分担して代替え保育に入ることと主任業務を分担して行います。保育内容等保育全般を把握し、職員間や保護者との関係が円滑なものになるよう配慮します。また、平成 29 年度 4 月に開園予定の岩切保育所の引継ぎ保育に伴い、日々の主任業務の引継ぎも行います。日々業務管理は主任保育士が行います。
- ② 会計は事務員が担当し、園長が責任者となり、法人本部の指導管理の下収入の管理をおこないます。管理事務は園長が行い、保育所運営全般の事務に責任を持ちます。
- ③ 食育に関しては、栄養士を中心に給食担当者と保育士とともに園全体として方針を持ち、職員が連携して取り組みます。
- ④ 日々の保健業務は主に看護師が行います。園長・保育士と連携して行ない、保健教育も保育士と協力して行います。感染症流行を防ぐために日々の衛生管理と子どもへの手洗い指導も行います。また、保護者への相談・指導にもあたり、保護者への感染症の流行拡大防止に向けた協力を呼びかけます。

- ⑤ 園長、主任が園舎や園庭の環境整備に気を配り、用務担当職員の力を借りて清掃・美化・安全管理に努めます。

(5) 設備・環境・保育材料

- ① 122名に必要な備品を揃えます。行事に必要な物品や教材・玩具等を揃えます。
27年度末に年齢別保育士の教材検討会を行い、1年間の必要教材を分けて計画的に教材・玩具の購入予定を計画し、計画した時期に購入して保育に活用できるように行います。また給食関係費についても栄養士と協議し購入、修繕の計画に基づいて行います。
- ② 遊びのコーナーづくりや遊具の購入を進め、落ち着いて遊べる環境づくりをしていきます。
- ③ 野菜の栽培を保育と連動して計画し、環境美化も行ないます。福島原発事故における線量を測定し、仙台市の一食検査を利用しながら子どもの食材への安全を見極め進めていきます。
- ④ 開園13年間目をむかえ、設備における不具合や故障、設備のメンテナンスなど日々の設備環境維持に対応できるように予算を組みます。また、外壁塗装改修工事についても見積もりをとり検討します。
- ⑤ ホームページの書き換えや写真の掲載など行事ごとに行い、広く市民に公開し、選ばれる地域の保育園となれるよう発信していきます。
- ⑥ NPO法人きらきら発電・市民共同発電が行う自然に優しいエネルギー太陽光設置事業に協力し、屋根を貸し出します。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章・権利条約および児童福祉法、保育指針に基づき子どもの最善の利益を守り、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するようにとりくみます。しっかりした自我を持ち、仲間と共に育ちあい、健康でしなやかな体、豊かな知的興味と感性を持った子どもを育てます。そのために、「食べる・寝る・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人との関わりを保育の中心にすえます。

② 行事予定

前年度に保護者からアンケート調査をした結果に基づき、保護者の要望や意見を生かして日程や内容などを改善して取り組んでいきます。

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・進級説明会・保護者会総会	10月	運動会・総合避難訓練 運動会がんばったね会（バイキング）・さんまパーティー
5月	バス親子遠足・内科健診	11月	芋ほり・焼き芋会・内科健診

			大きな魚をさばく
6月	歯科健診	12月	クリスマス子ども会・餅つき会 クリスマスバイキング
7月		1月	就学に向けて育児講座 ほうねん座公演（地域世代間交流も 含む）
8月	夏まつり 5歳児やま組おとまり保育	2月	節分豆まき会
9月	子育て講演会 お年寄りとの交流会	3月	雛祭り・卒園式・卒園遠足

月例行事・・・誕生会、地域交流「あそぼう会」、避難訓練

年2回（4～6月・1～2月）8クラスの懇談会を行い、3歳以上児は親子クッキングや保育参観も行います。

（2）保育対象

生後8週（産休あけ）から就学前まで保育します。

（3）保育時間

父母の労働時間の多様化に対応するために、午前7：15から午後6：15までの11時間の標準認定時間と午前8：30～午後4：30の8時間の短時間認定時間を開所時間とします。その後、18：15～19時15分までの1時間の延長保育を行います。

短時間認定の前後の延長保育料は仙台市の規定に準じた法人の規定を定めました。

（4）保育方針

- ① 一人一人が健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を観察し、快適に生活できるようにします。健康管理として年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行います。感染症の広がりをできるだけ最小限にするように、衛生管理に努め看護師から子どもの手洗いやうがいなど保健指導を行ないます。また、虫歯予防のための子どもたちへの指導にも努めます。
- ② どの子どもも安全・安心に、保育園生活が楽しく、友達と関わりあって生活や活動していけるようにしていきます。配慮の必要な子どもが複数いる中で、その子ども理解を職員が深めながら、安全に生活できるよう職員全体で連携を図り保育を作っていくよう努めます。
- ③ 子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させ、行事を取り組み、職員間で日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にして進めていきます。
- ④ 子どもの内面を捉えどの子どもも安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるように取り組みます。

- ⑤ 年齢別保育を基礎にしながら、3歳以上児の異年齢保育では年間計画を作成しお互いに相手の思いに気づき、関わりあいを通じて温かい関係が生まれるよう保育を進めていきます
- ⑥ 障害を持っている子どもは、今年度一般枠からの移行の未満児に1名と幼児組の新入児名3歳児2名が加わり、進級した4歳児に3名と5歳児に2名の合計8名の統合保育を行ないます。障害を持っている子の発達への援助と共に、クラスの仲間と共に育ち合う保育の追及を行なっていきます。また、担任と共に管理部が中心になり、保護者の思いに丁寧寄り添い、共に考え支えていくことに努力します。保護者間の繋がりをつくる懇談会を計画し、支えあう関係を築く方向をつくります。
- ⑦ 給食職員と保育士、用務職員など連携して、栽培、クッキングなど子どもたちに野菜の成長を実体験させ、仲間とともに調理して食べる喜びを育てる食育を取り組みます。
- ⑧ パート保育士と常勤職員との連携を引き継ぎノート等で連携を密にしながら保育を行います。

(5) 保護者支援

- ① 年2回のクラス懇談会と子育て講演会を持ち、子どもの成長を伝え合い保護者と共に子どもの育ちを確かめ合う共感をつくることを大切にします。3歳以下未満児の希望する保護者には日常の保育参加をクラス毎にすすめて行きます。3歳以上児は保育参観も行ないます。また育児講座を組み入れた懇談会を計画します。0歳児と新入児の保護者、懇談会に参加できない保護者や障害児の保護者、希望する保護者とは個別面談を日常的に実施して共同の関係をつくれるようにしていきます。
- ② 保護者の困難を受けとめ、必要な支援ができるように職員間で連携し対応していきます。
- ③ 保護者の意見や要望、苦情には誠実に対応し、保護者が安心して子どもを託すことができるように改善に努めます。

(6) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルを全職員で確認して、子どもたちの安全に万全を期します。過去の事故事例の原因を全体職員会議で伝え、再確認して事故防止に取り組みます。環境整備も機敏に行なえるよう用務員や業者と連携し努力して行います。
- ② 3.11の大地震を踏まえて防火防災対策として避難訓練を毎月行うとともに、いろいろな保育時間で実施し保育者が対応できるよう計画します。また、保護者の緊急連絡、児童の引き取り等について年度初めの書類で確認をします。集中豪雨にともなう避難方法を明確にし、職員間での確認を行い保護者にも明確にしておきます。
- ③ 不審者に備え北側電気錠の開錠の時間管理をきちんと行い、正面門扉は関係者以外には開けることを分かりにくい状態にして、事務室から目を配り注意していきます。不審者情報を機敏に得ることや、園周辺への目配り、散歩時の不審者対策を職員で確認

をして、避難訓練を行い職員が機敏に対応できるようにしていきます。

- ④ 交通安全指導を児童に行なうと共に、保護者へのチャイルドシート着用や安全運転、自転車の場合はヘルメットの着用を促し、送迎時の安全が守られるようにしていきます。
- ⑤ 怪我につながらぬよう、園庭や室内での玩具、絵本の片付け等を子どもたちと一緒にを行い、きれいな環境でしめくくるようにしていきます。

3、職員の研修と評価

- ① キャリアパスに基づき職員一人ひとりの専門性を高めていけるよう研修をしていきます。法人の保育課程に基づき、途中入職した職員や新入職員、パート保育士が園の保育方針を理解できるようにしていきます。また、保護者支援についての研修も行ないます。
- ② 保育指針に基づき子どもの最善の利益を保障する保育実践の質を高めていくために、実践検討、ケース検討を位置づけて行ないます。
- ③ 園内研修、園外研修にどの職員も参加できるように計画します。また、自主研修として園内場面記録会や保育問題研究会への参加を呼びかけ、職員が自己研鑽に励む環境づくりを行ないます。
- ④ 保育指針に示されている自己評価と保育園としての評価については、保育実践の記録を検討して職員集団として共有していくことを大切にし、保育の質を高めていく視点で行なっていきます。また保育士の専門性として全般的な視野で自己評価ができるキャリアパスの自己評価シートで自己を振り返り次の保育につながるようにしていきます。
- ⑤ 新入職員も増えることから、保育園で取り組んでいる歌・リズム・わらべうたの研修と安全管理・接遇研修を計画します。
- ⑥ パート保育士が、クラス保育や園の保育方針を理解して保育を進めていく視点を持つために、園長と短時間会議を行うよう年2回（春・秋）計画します。

4、小学校や地域との連携

- ① 就学に向ける保、幼、小の連絡会や児童要録の送付などを通して、小学校との連携を行い、子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。また必要に応じて児童館と連携にも努めます。
- ② 就学に向ける年長児の柳生小の見学を申し入れて、学校への期待と見通しを持てるようにしていきます。
- ③ 小学校の「町探検」や中学校の職場体験などを受け入れ、地域の学校との関係づくりの一端とします。
- ④ 町内会や老人会と行事で交流を行い、地域の方々との関係を築いていきます。

⑤ 月1回の遊ぼう会や園庭開放、育児相談、保育園見学など丁寧に対応し、地域に開かれた保育園として、子育て支援の一助になれる取り組みをしていきます。

5、今年度の重点事項

- ① 新入職員が増え、柳生もりの子保育園で大事にしてきた子どもの自我の育ちと仲間の中で育ちあう温かい関係性のある保育について日々の保育の中で学習できるようにします。また保育課程の法人の理念、保育理念を明確にして保育方針が系統的に実施できるように、職員集団で環境構成、集団づくりの方法など、具体的に検討していきます。
- ② 子どもたちが安全に安心して保育園生活を送れるよう、職員全体で一人一人の子ども理解を深め、保育の手立てを検討し、日々の保育の引き継ぎを行い危険な箇所の整備をします。また職員が保育園全体で子どもたちを見守っていく視点を持って保育にあたります。
- ③ 法人キャリアパスによる職員の自己研鑽と向上に向けて、職員が内部・外部研修をうけて、保育の振り返りができるよう自己評価シートも使いながら進めていきます。
- ④ 全職員で、子ども・子育て新制度についてさらに学習し、子どもの置かれている情勢や社会福祉全般にも目を向けた視点をもてるようにしていきます。
- ⑤ 感染症の流行防止のために、インフルエンザや胃腸炎の感染予防の知識を職員で確認した対策を強化と保護者への感染症拡大防止における協力を呼びかけます。
- ⑥ 全職員の心身の健康管理を大切にし、保育・労働条件の整備を心がけ、働きやすい職場環境を目指します。

古川ももの木保育園

2016年度、古川ももの木保育園の保育所経営を、次の計画ですすめていきます。

事業規模

(1) 入所児数

定員 90 名に対し 4 月は 101 名で出発し 8 クラスで行います。

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
2歳	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
3歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
4歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
5歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180
合計	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1212

(2) 職員体制

正規職員は、保育士 13 名、栄養士 1 名、事務員 1 名、園長の 1 6 名、臨時職員は 2 名、パート職員は保育士 9 名・看護師 1 名・調理員 4 名・事務 1 名・用務 1 名の計 16 名、総数 34 名体制で行います。他に嘱託医として内科医師・歯科医師各 1 名となります。主任保育士が 4/3 から産休にはいり副主任 1 名が主任保育士の代替えをおこないます。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務.用務	合計
正規職員	13(4/3~)	1			1	1	16
臨時職員	2						2
パート 6.0H	1		1				2
パート 5.0H						2	2
パート 4.0H	5(延長 1)			1			6
パート 3.5 H	1(延長 1)		2				3
パート 3.0H	1						1
パート 2.5H	1		1				2
合計	24	1	4	1	1	3	34

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営費は、大崎市からの運営費収入と大崎市補助金収入、保護者からの利用料収入（延長保育利用料・3歳以上児主食代）になります。
- ② 特別保育事業は、障害児保育（2名）、延長保育・標準時間（1時間延長）短時間（2時間）、地域活動事業（世代間交流・遊ぼう会等）を実施します。障害児への加算は昨年度同様、一人当たり月7万円になります。

(4) 職員の業務分担と役割

- ① 園長は主任保育士と協力し、総括的指揮をとります。
主任保育士と1名の副主任は協力して、保育内容等保育全般を把握し職員間の関係及び保護者との関係が円滑にすすむよう努めます。また、今年度は主任保育士が産休に入ることもあり、乳児部に乳児部リーダーをおき他のクラスの保育にも目を配りながら副主任保育士や主任保育士と連携をとっていきます。日々の業務管理は主任保育士が行い、クラスリーダーはクラス運営していく為に定期的にクラス会議等を計画し、職員間の連携、保育技術の向上に努め、より良い保育が出来るようにしていきます。
- ② 食育については、栄養士を中心に、地産食材をいかした献立、伝統的な献立を取り入れ、安全・安心な給食に取り組みます。また、給食担当者と保育士が連携しながら栽培活動や食育指導を通して楽しく食べる経験を大切に、家庭での食生活についても保護者への啓蒙を引き続き行っていきます。
- ③ 保健業務については、看護師は園長・主任と連携しながら園児の健康管理・保護者支援と体調不良児の対応を引き続き行います。年間を通して感染症の予防に努めます。
- ④ 会計事務については、事務担当者中心にスムーズな会計業務が行えるよう努めます。日常の事務全般についても、本部の指導のもと事務能力の向上に努めていきます。
- ⑤ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理や整備に努めていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

- ① 保育や行事に必要な設備の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方、設定、環境づくりに引き続き努めます。
- ② ホール入口ドアの修繕や非常階段・雨どいの塗装など計画的に進め、園児の安全対策と環境整備を引き続き行います。
- ③ 園庭や散歩コース周辺の安全点検を心がけていきます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章及び児童福祉法の内容のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢にそった活動を通して、しっかりした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育てていきます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・父母懇談会・内科健診	10月	運動会・総合避難訓練・内科健診
5月	子どもの日祭り・親子遠足	11月	収穫祭・保育参加・文化鑑賞
6月	育児講座・総合避難訓練・歯科検診	12月	クリスマス会・餅つき会
7月	夏まつり	1月	お店やさんごっこ・歯科検診
8月	5歳児お泊り保育・保育参加	2月	節分豆まき会・父母懇談会・育児講座
9月	保育参加・秋の遠足(幼児)	3月	ひな祭り会・卒園式・修了進級式

月例行事・誕生会・地域交流活動「あそぼう会」・避難訓練

(2) 保育対象

生後8週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

保護者の労働時間の多様化に対応し、午前7時から午後7時までの開所時間とします。保育標準時間の家庭は午後6時から7時までの延長保育を行います。短時間保育の家庭は午前8時から午後4時までを通常保育とし午前7時から8時を早朝保育、午後4時から6時までを延長保育とします。

(4) 保育方針

- ① 一人ひとりが健康で安全・安心に過ごせるように、日々の健康状態を観察し年齢に応じた適切な養護と衛生管理に努めます。健康管理として、年2回の内科健診と歯科検診を行います。感染症対策として、日々の手洗い・うがい・保育室の換気・加湿(冬期)・消毒を行うなど年間を通し衛生管理に引き続き取り組みます。
- ② 一人ひとりが安心して自分を表現でき、仲間とともに育ちあう喜びを感じられるように、子ども自身が主体となる生活づくりを大事にしていきます。また、乳児期からの集団づくりについて共通認識を深め保育にあたります。
- ③ 子どもの発達を十分に理解し、各年齢毎の活動や遊びを充実させます。また、行事を職員みんなで取組み子どもの姿を伝え合うことを大切に、日々の保育に活かしていきます。
- ④ クラス懇談会や育児講座、保育参加、親子参加行事を重視し、保護者同士がつながれるような場や学び合える場を工夫していきます。
- ⑤ 障害を持っている子ども2名(5歳児2名)の発達への援助と共に、クラスの仲間と共に育ち合う保育の追及を行っていき、必要に応じて面談を行うなど保護者の支援に努めます。

(5) 安全管理

- ① 今年度も職員が安全管理マニュアルを理解し、保護者の協力や理解を得ながら事故防止に取り組みます。また、定期的に環境整備点検に努めます。
- ② 災害対策として、月1回の避難訓練と年1回の不審者対策訓練、年2回の総合避

難訓練を、消防署や古川民主病院の協力で行い必要な経験を身につけていきます。

- ③不審者対策のため、保育中や散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、子どもの安全を第一に考えて行動できるようにしていきます。

3、保護者との連携・支援

- ① 年々厳しくなっている保護者の状況をふまえ、子どもとの安定した関係に配慮できるよう職員間の情報交換を大事にしていきます。
- ② 年2回の平日午後の父母懇談会を実施します。1回目はクラスの年間計画や保育内容を保護者と共に共通理解し、2回目は1年間の成長した子どもの姿をみんなで喜び合う場としていきます。また、各クラス毎の保育参加も実施していきます。懇談会や保育参加を通して保護者への理解を深め、連携がはかれるようにしていきます。また、保護者同士をつないでいく場として位置付けます。
- ③ 今年度は保護者の意見・要望を丁寧に把握できるよう「保護者アンケート」を実施し、保育園の役割を全職員で見直していきます。

4. 職員の研修と評価

- ① 子どもの人権を大切にする保育とはどういう事かを、職員全体で学んでいきます。日々の実践の中で学びを生かせるよう場面記録を活用していきます。
- ② キャリアパスに従い法人・園外の研修を重視し一人でも多くの職員が研修に参加し、資質向上に努めていきます。
- ③ 昨年度学習係を中心として学んだ「描画」をさらに職員集団で深めるために、2016年度は「描画実践」をテーマとし各年齢ごとにまとめができるようにします。

5. 小学校や地域との連携

- ① 園・地域の行事や、老人施設との交流などを通して地域のみなさんと関係を密にしていきます。
- ② 小学校との連携は、就学に向けての保・幼・小連絡会や要録の伝え合いのなかで子どもの育ちの連続性がはかれるようにしていきます。
- ③ 月1回の遊ぼう会や地域交流事業を通して地域の子育て支援に努めていきます。
- ④ 保育実習生の受け入れや中高生の職場体験・ボランティアの受け入れなどを通し保育園の役割を広く伝えていくことに貢献していきます。

6. 今年度の重点事項

- ①全職員で保育理念や法人理念の理解を引き続き深めながら、県連や法人の諸活動に積極的に参加していきます。昨年度に引き続き園内の社会保障委員会が中心となり社会保障全般について学習する機会を増やしていきます。
- ②昨年度から始めた「荒馬」や「場面記録」の取り組みを今年度も中堅職員の力を借りながらさらに全職員で深められるようにします。
- ③職員一人ひとりが危機管理能力を高めていけるよう職員間の伝えあいを大切にしながら子どもたちが安全・安心に過ごせるようにしていきます。また、職場会議でみ

んなが発言できるようにしていきます。

- ④自己評価表や面談シートを活用し自分自身を振り返ることで、自分の課題を知るとともに周囲にも目を向けられるような職員集団にしていきます。
- ⑤全職員が生き生きと働き続けられるために何でも話し合えるような関係を大切にしていきます。

下馬みどり保育園

2016年度、下馬みどり保育園の保育園経営を次の計画ですすめていきます。

1 事業規模

(1) 入所児童数

定員 60 名のところ、4月は65名、6月から68名の予定です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	6	6	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
1歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3歳	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
4歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
5歳	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合計	65	65	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68

(2) 職員体制

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務	保育補助 用務員	合計
正規職員	1	9	1					11
臨時職員		3						3
パート6H				1	1			2
パート5H							1	1
パート3:15H		1					1	2
不定期				1				1
合計	1	13	1	2	1	(1)	2	20

*嘱託医として坂総合病院の小児科医とこう歯科医に委託します。

*事務職員は欠員しています。

雇用形態内訳

(人)

正規	臨時	パート	嘱託医師	合計
11	3	6	2	22

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は公定価格に基づいた給付金と多賀城市補助金・利用料収入によります。利用料は延長保育、病後児保育、主食代になります。
- ② 特別保育事業は、延長保育(35名利用予定)、乳児保育(9名)、障害児保育(4歳児1名)、病後児保育(多賀城市内1歳から小学校3年生まで、年間のべ利用人数60名目標)を

実施します。

(4) 職員の業務分担と役割

①クラス担当保育士

クラス名	年齢	児童数	保育士数	備考
ひよこ	0	9	3	
つばめ	1	12	2	
はと	2	12	2	
ひばり	3・4	17	2	3歳児12名 4歳児5名
はくちょう	4・5	18	1	4歳児8名 5歳児10名
合計		68	10	

②その他の職員の業務

職種	人数	業務内容
園長	1	園全般の管理運営・統括・会計責任者
主任保育士	1	保育全般の把握及び指導、業務管理・園長補佐
フリー保育士	1	休暇等の代替え
障害児担当保育士	1	障害児加配
延長保育士	2	早番担当 遅番担当
看護師	1	病後児保育・児童の健康管理・保健活動
栄養士	1	給食全般の業務（献立・調理・アレルギー児食・食育）
調理員	1	給食調理・給食室清掃
事務員	(1)	事務全般（会計出納・その他の事務）
用務員	1	環境整備・清掃
不定期職員(調理員)	1	栄養士又は調理員が不在時に勤務
合計	12	

(5) 設備・環境

- ① 発達に応じた遊具や玩具、備品の購入を計画的にすすめ、よりよい環境づくりに努めていきます。必要な保育材料を整えます。
- ② 絵本コーナーの環境を見直し、子どもや保護者が利用しやすい場に変えていきます。
- ③ 定期的に行っている修繕・保守を実施し、園児の安全対策と環境整備を引き続き行います。
- ③ 家電の買い替えを順次行っていきます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

① 児童憲章と児童福祉法、保育指針に基づき子どもの健やかな育ちを保障するよう取り組みます。どの子ども安心して自我をだせ、仲間に受け入れられることの喜びを感じ、ともに育っていく保育をつくっていくため「食べる・寝る・遊ぶ」などの基本的生活を大事にしていきます。同時に温かい人とのかかわりを保育の中心に据えます。

② 年間行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式	10月	運動会・内科検診・歯科検診 サンマパーティー・交流保育
5月	遠足・内科検診・歯科検診 交流保育	11月	焼き芋会 ・ 勤労感謝訪問 子ども作品展
6月	交通安全教室 ・ 交流保育	12月	クリスマス会 ・ 餅つき
7月	七夕飾り・なつまつり	1月	お正月遊び ・ 育児講座
8月	お泊り保育（年長児）	2月	豆まき ・ 交通安全教室
9月	交通安全教室 おじいちゃんおばあちゃんと交流会	3月	ひな祭り会 ・ 交流保育 卒園式・修了式

* 上記の他、誕生日会と避難訓練は毎月開催します。

(2) 保育対象

生後8週(産休明けから)就学前まで保育します。

(3) 保育時間

午前7時から午後6時までを保育時間とします。その後午後7時までの1時間の延長保育を行います。土曜日は延長保育は実施しません。

(4) 保育方針

① 一人ひとりが健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を把握し、必要な配慮ができるようにしていきます。嘱託医による年2回の健康診断と歯科検診を実施します。感染症対策は看護師とクラス担任が連携し年間を通して取り組み、子どもの発達に応じて手洗い、うがいの習慣が身につくよう指導していきます。職員それぞれが、清潔で快適な保育環境をつくっていけるようにします。

② 子どもの発達を十分に理解し、指導計画を重視し1年を見通した活動に取り組めるようにしていきます。日常的に子どもの姿を伝えあい職員皆で行事に取り組みます。

③ 子どもの内面をとらえ、どの子ども安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるようにしていきます。また自信をもって仲間とともに育ちあえるようにします。

④ 障がい児は4歳児が1名(ダウン症)となりますが体力面、認識面を考え3歳児クラスでの保育とします。他に1名3歳児で発達診断を受けるお子さんがいることから、職

員を配置し、発達への援助が手厚くできるようにしていきます。保護者面談など必要な時に支援できるような体制をとります。

- ⑤ ひばり組（3, 4歳児混合）、はくちょう組（4, 5歳児混合）が、混合クラスとなることから、異年齢保育について園全体で学び保育を工夫していきます。

(5) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルを全員で確認し、安全に対する意識を常に持てるようにしていきます。リスクマネジメント委員会をつくり、園全体でヒヤリハットから学び、環境を整え、安全な保育ができるようにしていきます。
- ② 毎月の避難訓練では、さまざまな想定（竜巻等も）で計画し、職員一人一人が、自分で判断すること、連携して行動することの両方が訓練できるような内容にしていきます。
- ③ 子どもの安全を確保するための情報は保護者にもお便り、掲示などを通して伝え、共通の認識で取り組めるようにしていきます。（服の安全性、遊具での遊び方等）

3. 保護者支援と連携

- ① 保護者の生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、保護者の子育ての思いに寄り添い一緒により良い子育てができるように支援していきます。
- ② 年2回のクラス懇談会や、保育参観、保護者参加の行事を通し保育園を理解してもらい、ともに子どもの育ちを認め合い、よりよいかかわりが持てるようにしていきます。また、保護者同士が交流できる場としていきます。卒園児保護者を対象に育児講座を実施します。
- ③ 子どもの健康についての相談を通して、育児不安を解消できるようにしていきます。また病後児保育を実施し地域の子育て支援をしていきます。
- ④ 保護者アンケートを実施し（10月）、保護者の要望や意見など保育園評価を把握し、改善に努めていくようにします。

4. 職員の研修と評価

- ① 2015年度に作成した法人職員育成制度（キャリアパス）に基づいて職員ごとの研修計画を立てていきます。研修の復命を重視し、研修内容が全職員のものとなるようにしていきます。
- ② 園内研修は、中堅職員の力を借りながら、新入職員が基本的な力をつけられるような研修内容としていきます。特に、乳幼児の発達について共通の理解ができるような学習と実技の習得を大事にします。場面記録を書き検討することで、どの職員も子どもの内面をつかみ、適切な働きかけができるようにしていきます。
- ③ 未満児を中心にわらべうたについて学んでいきます。（年間で6回）

- ④ 毎日の業務が研修の場と位置付け、ともに学びあう環境を作ります。
- ⑤ 園内外の自主研修へ参加します。

5. 小学校や地域との連携

- ① 保育実習生や研修医、ボランティアを受け入れ活動の場を提供します。
- ② なつまつりや運動会、季節ごとの行事を地域にお知らせし、保育園について理解してもらう機会としていきます。
- ③ 地域の乳幼児を対象にあそぼう会を主任が担当し年4回実施します。ホームページ上に「育児相談いつでもどうぞ」を表明し、地域の保育園として子育て支援に取り組みます。
- ④ 地域の子どもの健全な育成を図るため、要保護児童対策地域連絡協議会等各種会議に参加し、地域の子どもたちの状況を把握できるようにします。
- ⑤ 小学校と連携をとり子どもの成長の連続性を図ります。小学校訪問を実施します。

6. 今年度の重点目標

- ① 法人理念が保育業務に生かせるように保育の質の向上をめざし学習を大事にします。今年度は0～5歳の発達と、集団作り（異年齢保育も含む）、歌について学び合います。
- ② 職員ひとり一人の子どもの安全に対する意識向上に向け、リスクマネジメント委員会を組織し、園全体で取り組みけがや事故のない保育を目指していきます。
- ③ 年間を通して、感染症対策に取り組みます。また、看護師と担任が連携し、年齢に応じた保健活動（手洗い、うがい、歯磨き、鼻かみ、以上児クラスは自分の体について知るなどを）を行っていきます。
- ④ 職員が生き生きと働けるような職場環境をつくっていくために互いに尊重し合い、十分なコミュニケーションが取れるようにしていきます。
- ⑤ 社会情勢を学び、子どもを守る立場で、平和でだれもが安心して生活していくことができる社会をめざし社会保障運動に取り組んでいきます。

くさの実保育園

2016年度くさの実保育園の事業計画は次のとおりです。

1 概要

坂総合病院の職場保育所（認可外保育所）として病院と当法人が委託契約をして保育事業を運営します。

2 事業内容

区分	定員	保育時間	備考
日中保育	20	8:00 ~ 18:00	生後57日～1歳の年度末
夜間保育	10	16:00 ~ 21:00	生後57日～小学3年生
休日保育	5	8:00 ~ 18:00	生後57日～小学3年生

*夜間保育…日曜、休日は休み

近隣市町の保育園に迎えにいきます

*休日保育…年間32日

*日中保育で登録外の子どもの臨時保育を行います。

例 くさの実保育園を卒園して地域の認可保育所に入所決定後、入所式までの期間等

3 日中園児入所予定人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
人	3	3	3	3	6	6	7	7	7	8	8	8

4 職員配置

4月1日付

職名	人数	備考
保育士(8時間)	2	正規1・臨時1
保育士(6時間)	2	日中保育1 夜間保育1
保育補助員(6時間)	1	夜間保育1
合計	5	

子どもの増加に伴い10月から保育士1名を雇用します。

5 保育方針

- ① 子どもの生活環境を整備しながらより良い発達を促します。
- ② 保護者の働く権利を保障するとともに子育てを支援します。
- ③ 子どもと子育てにやさしい街づくりを推進します。

6 保育目標

- ① 健康な子ども（内科・歯科検診を各2回実施）
- ② よく寝てよく遊んでよく食べる子ども
- ③ 友達や保育士との関わりを喜ぶ子ども

7 行事

- ・避難訓練、誕生日会…下馬みどり保育園と共同で実施します。
- ・なつまつり・運動会・クリスマス会…下馬みどり保育園の行事に見学参加します。
- ・懇談会

*子どもたちの体調を考慮しての参加とします

8 職員研修

- ・県や市、民間団体が主催する研修会に参加します。
- ・職員会議の中で、特に「0歳、1歳の発達と遊びについて」を位置づけ継続して取り組みます。下馬みどり保育園の0歳児クラスでの研修を行います。
- ・保育雑誌や図書の購読に努め自主研修を心がけます。

古川くりの木保育園

3年目を迎える今年は、新園長・新主任・新副主任と管理部の体制が大幅に変わります。管理部が力を合わせて保育園の運営・管理などの基盤をしっかりと作るとともに、保護者や子どもが安心して保育園を利用できるよう日々の伝え合いを大切に、努めていきたいと思えます。

事業規模

(1) 入所児数

今年度は、定員75名に対して0～4歳児75名が持ち上がり、新たに15名の0～2歳児が入所し90名でスタートします。

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	132
1歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180
2歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
3歳	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
4歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
5歳	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
合計	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	1,080

(2) 職員体制

正規職員14名に、臨時職員4名・パート職員13名の職員総数31名で行います。うち保育士1名、管理栄養士1名は12月に育休明け復帰します。

一時保育は、正規1名とパート1名で行います。

今年度は、園長、主任、副主任が新任し、全体的に若い職員で構成されています。他に嘱託医として古川民主病院の内科医師・歯科医師各1名となります。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務・用務	合計
正規職員	12	1			1		14
臨時職員	3	1					4
パート6.0H	3		1	1			5
パート5.0H	1		1			2	4
パート4.0H	3		1				4
パート3.0H							0
合計	22	2	3	1	1	2	31

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は、新制度の公定価格による運営費と特別事業の補助金・利用料と大崎市独自の補助金（私立保育園運営費補助と障がい児保育補助）で運営します。
- ② 特別保育事業として、乳児保育（11名）障害児保育（3名）、一時・特定保育（1日平均8名）病後児保育（月平均10名）、延長保育事業（標準時間—1時間延長児25名、短時間—延長児5名）、地域子育て交流「遊ぼう会」を行います。

(4) 職員の業務分担と役割

- ① 3年目は、園長、主任、副主任が入れ替わり、新体制になります。管理部を中心にさらに保育や日々の運営・経営等の業務管理に努めます。
保育については、主任保育士と副主任2名が中心になり、5クラスの保育を把握し職員間や保護者との関係が円滑にすすむよう努めます。日々の業務管理は主任保育士が行い、副主任とクラスリーダーは運営がスムーズ進むよう定期的にクラス会議等を計画していきます。
- ② 一時保育と病後児保育は、昨年度の状況を踏まえ、要望に応えられる体制づくりを担当職員を中心に管理部が協力して進めていきます。
- ③ 食育については、栄養士を中心に給食職員と保育士が連携しながら、家庭・保護者と情報を共有・協力して取り組みます。
- ④ 保健業務については、看護師を中心に管理部・保育士と連携しながら園児の健康管理と保護者支援に努めます。同時に利用希望が多い病後児保育の取り組みを、大崎市と相談しながらさらに充実を図っていきます。
- ⑤ 会計事務については、事務職員が経理会計と日常の事務全般を担当し、園長が責任を持ち、本部の指導のもと園経営の安定と事務業務の向上に努めていきます。
- ⑥ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理と整備に努め改善を図っていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

- ① 保育や行事に必要な備品の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方や環境づくりに努めます。
- ② 保育する中、不具合や改善が必要なところは、園児の安全の観点で建設業者等と相談しながら改善・改修に努めます。特に、壁紙の修繕を今年度は行う予定です。
- ③ 園庭や周辺の散歩コースに危険がないか、地域の方の協力のもと安全点検に心がけていきます。
- ④ ホールのエアコン清掃を行う予定です。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事*

① 児童憲章及び児童福祉法の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢にそった活動を通して、しっかりした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育てていきます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・父母懇談会・前期内科健診	10月	運動会・総合避難訓練 後期内科健診・世代間交流
5月	子どもの日祭り・春の遠足	11月	収穫祭・不審者訓練
6月	総合避難訓練・歯科検診	12月	クリスマス会・餅つき会（地域交流）
7月	夏まつり（地域と交流）	1月	育児講座・後期歯科検診
8月	お泊り保育、保育参加（乳児） 花火大会	2月	節分豆まき会・父母懇談会
9月	保育参加（幼児）	3月	ひな祭り会・卒園式・修了・進級式

月例行事・誕生会・地域交流活動「あそぼう会」、避難訓練

地域の方々と繋がりを持ち、交流できる一年にしていきます。世代間交流では地域のおじいちゃん・おばあちゃんを招いて伝承遊びを行い、餅つき会では地域の方と一緒に餅つきをし、交流していきます。

(2) 保育対象

生後8週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

大崎市では短時間認定の場合、8時から16時までの利用。その前後を超えた場合は延長保育となります。標準時間認定の場合、7時から18時まで利用。18時～19時は延長保育となります。土曜保育については7時から18時までとします。

(4) 保育方針

① 今年度は新入園児15名を迎え入れ90名になります。乳児組は44名、幼児組は46名になります。今年度より5歳児ができ、跳び箱やなわとびなど様々な事に挑戦し、友だちに認められながら自信を持って生活できるよう活動に取り入れていきます。また、自己肯定感を大切に保育を大切にしていきます。園全体としても、一人一人が安心して自分を表現でき、子ども自身が主体となる生活を大事にしていきます。

健康管理として、年2回の内科健診と年2回の歯科健診を行います。

- ② 集団づくりとして、0歳児は担当制、1歳児は少人数制、2・3歳児は2人組、4・5歳児はグループ活動などを取り入れその中で自分の思いを伝え、相手の気持ちに気づき仲間の中で育ちあえる保育をしていきます。
- ③ 子どもの発達を十分に理解しあえるよう職員研修を積極的に行っていきます。また年2回の総括会議を含め、日頃から園全体で子どもの姿を伝え合うことを大切にしていきます。さらに乳児部、幼児部の会議で“場面記録”の実践を位置づけ、子どもの捉え方について共通認識をし、日々の保育に活かしていきます。
- ④ 障害を持っている園児が3歳児1名、5歳児2名となります。職員全体で理解を深め障害を持っている子への援助と保護者の支援を行います。また、隣接の発達支援センターと協力しながら交流を深めたり、障害児の理解や一緒に学ぶ機会をつくり保護者支援につとめます。
- ⑤ 食育の一環として、野菜に興味・関心を持ち自分たちで野菜を育てる喜びが持てるよう、栽培活動に取り組みます。4・5歳児ははじめて畑作りを行います。
- ⑥ 4・5歳児は、近隣の市民プールを利用し子どもたちが経験できる機会を大事にしていきます。

(5) 安全管理

- ① 古川くりの木保育園の安全マニュアルづくりや、園内にある危険個所を職員同士で確認しあい事故防止に全職員で取り組みます。また、定期的に環境整備点検を行っていきます。
- ② 災害対策として、毎月の避難訓練と年1回の不審者対策訓練、年2回の総合避難訓練を、消防署や隣接の障害者事業所と協力して必要な経験を身につけていきます。
- ③ 災害の経験から非常用のリュックの準備と、緊急時の避難場所の確認を行います。保護者の緊急連絡網整備については今後本部と相談しながら検討して行きます。
- ④ 不審者対策のため、保育園での保育中・散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、行動できるように確認していきます。

3、保護者支援

- ① 保護者が安心して保育園に子どもを預けることができるよう日々の伝え合いを大切にし、信頼関係づくりに努めていきます。また、子どもの成長や育ちについて伝えあい子育てをともに共感していきます。
- ② 年2回の平日午後の父母懇談会と前期の保育参加を通して、保護者と理解を深め、保護者同士が繋がる場として行きます。また、必要な支援ができるよう職員間の情報交換を密にしていきます。
- ③ 一時保育事業では、様々な生活状況のお子さんを預かる中で、保護者の子育ての悩みなどに寄り添っていきます。
- ④ 病後児保育では、園内の保護者はもとより就労しながら子育てをしている方が利用できるよう看護師と連携していきます。また、行政に対しては補助金について働

きかけていきます。

- ⑤ 保護者理解の面では、5歳児（前期）や障害児（父母懇談会后）については個別面談を位置づけるようにし、就学に向けて保護者の思いや悩み、家庭の状況を把握することを努めていきます。また、必要に応じて面談をしていきます。
- ⑥ 育児講座を年1回行い、初めての就学に向けて保護者と学び合います。

4. 職員の研修と評価

- ① 研修計画を立てて職員一人ひとりの専門性を高めていきます。法人理念に基づいた保育や子どもの発達の学習などを行い全職員で共通認識のもと保育していきます。
- ② 県連や法人・保育園内外の研修に多くの職員が参加できるようにしていきます。また、自主研修など学び合う環境づくりをすすめていきます。
- ③ 異年齢保育、年齢ごとの集団づくりについて、学んでいきます。
- ④ キャリアパスの計画に基づきながら、職員の自己評価や面談を行い、職員の課題や目標を明確にし、共通理解を深めながら一人一人の専門性を高めていきます。
- ⑤ 保育制度や社会保障、戦争法案など情勢について積極的に学び学習を位置づけ運動していきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 就学に向けて幼・保・小の連絡会や児童要録の伝え合いの中で小学校との連携を行い子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。
- ② 園の行事や地域の行事を通して、地区役員さんや地域のみなさんとの関係を築いて積極的に地域の行事に参加していきます。
- ③ 地域の小学校や中学校からの見学や職場体験の要請に積極的に応えながら交流を図っていきます。また近隣の大崎中央高校・誠真短大のボランティアや保育実習の受入れ交流を大事にしていきます。
- ④ 遊ぼう会（5月～12月）や地域交流事業等を取り組みながら地域に開かれた保育園をめざします。（障害者事業と協力して）

6. 今年度の重点事項

- ① 全職員で（中堅・新人も含め）、法人の理念や保育方針に基づき、年齢ごとの発達、子どもの捉え方を学んでいきます。場面記録については、乳児部・幼児部の会議に位置づけ引き続き学び合いをしていきます。
- ② 各年齢における集団づくりについて全職員で学習し実践していきます。また、異年齢交流保育について職員間で検討し、取り組んでいきます。
- ③ 全職員会議では、職員が主体となって進められるよう学習担当を月ごとに決め、積極的に学び合い、一人一人が発言できるように会議の持ち方、工夫をしていきます。
- ④ 子ども・子育て支援新制度については、引き続き職員・保護者と協力しながら学習と運動を進めていきます。

- ⑤ 全職員の心身の健康管理を大切に、生き生きと働けるような職場づくりをしていきます。
- ⑥ 病後児保育事業では、地域の働く保護者への周知をはかり、安心して利用できる事業になるよう努めていきます。補助金についても行政に引き続き働きかけをしていきます。
- ⑦ 大崎市公立保育施設民営化が計画されています。行政へ働きかけ、運動を進めていきます。

仙台市宮城野児童館

1 管理運営の基本方針

宮城野児童館は2007(平成19)年に仙台市の指定管理を受け、社会福祉法人・宮城厚生福祉会の掲げる、①地域の皆様の参加で支えられ、地域に開かれた施設づくり ②赤ちゃんから高齢者まで、一人ひとりを大事にするまちづくり ③保育園や施設ご利用の方々(乳幼児から高齢者またその家族)をはじめ、地域の皆様が主人公、という三大理念の下に、9年間、当館の運営に携わってきました。

一方、子どもや子育てを巡る情勢は、「子どもの貧困」や「親の引きこもり」さらには経済格差による貧困層の増大、不安定な雇用政策で苦しむ労働者など、ここ数年で課題が増えています。子どもの世界をみても、ゲーム以外の遊びを知らない、SNS依存でしか友だちと繋がれないなど、子どもの遊びも多岐に変わり、「いじめ」問題も深刻化しています。

このような中で国や自治体も危機意識を強め、国レベルでは新児童福祉法を定め、厚生労働省も『子ども・子育てプラン』を策定し、仙台市も2015年3月『すこやか子育てプラン2015』を発表しました。

このプランの内容は私たちの法人が掲げている理念の課題とも一致するものがあり、法人理念の追求が、前述した今日的な課題を克服していく道であると考えます。

児童館は、新児童福祉法制定の歴史をみても、乳幼児から中学・高校生までの子どもたちの健やかな成長発達の保障と、生きる希望と夢を与えるための一翼となるよう、地域社会から託されている児童福祉施設です。そこは18歳までの子どもが自由に入出りできる居心地のよい遊び場であり、地域の中に存在する集いの場・潤いのある空間です。そして、遊びを通しての豊かな人間形成をめざし、地域内のすべての子どもたちの健全育成を図る地域活動の促進に力を注ぐことが主たる機能であると考えます。

この基本機能を踏まえながら、「地域における子育て支援」「全ての子どもたちの健全育成」「地域における子どもたちの環境づくり」、そして「全世代間交流の中での子育て支援と健全育成」を4つの柱として、社会的期待に応える児童館づくりを今まで以上に追求していきたいと思えます。

その運営にあたって、次の項目を運営の基本方針としたいと考えています。

- ①地域に開かれた、子どもが主人公の遊びの場とする。
- ②子どもたちの心身の健全育成のための遊びや自主活動の応援を推進する。
- ③世代間(乳幼児・小中高生・高齢者)交流や異年齢集団の中で、豊かに育ち合う場とする。
- ④親が、安心して働ける社会環境の整備の一環としての放課後児童クラブを充実させ

る。

- ⑤要支援児、不登校、子育て不安等への相談場所として機能させる。
- ⑥地域住民や関係機関との連携による子育て支援活動を推進する。
- ⑦子育てや児童文化の情報の発信基地として活動する。
- ⑧中学・高校生向けの事業や自主企画の支援をすすめる。
- ⑨子どもの生命を預かる使命を自覚し、職員研修、安心かつ安全な施設の維持管理を精励する。
- ⑩積極的に小学生・中学生・高校生をはじめ、地域の方たちのボランティア活動を拡充する。

また、当児童館は開設以来「花と絵と音楽のある児童館」をキャッチフレーズに、子どもたちが生命を大切にし、心やさしく、潤いのある感性豊かな人間形成に寄与できることをめざしています。この願いを更に発展・そして充実させていきたいと考えています。

2 提案事項ごとの事業計画

(1)利用者サービス向上

①サービス提供及び苦情等への対応にあたっての責任体制

児童館運営は、児童館を利用する子どもたちはもちろんのこと、すべての利用者の方々、地域住民の方々へのサービス提供の向上を常に念頭において行われなければならないと考えます。その責任体制は、館長を中心とした児童館を構成する職員が基盤となります。また指定管理の法人として、法人事務局に児童館事業の担当者を配置してきました。児童館事業責任者と児童館館長が管理部となり、管理運営にあたっていきます。

責任体制は、館長を核とした具体的な職務分担の下に、任務遂行の責任を正規職員およびパート職員の全員が担っていきます。

(i) サービス提供に関わる職務分担では、

▽館長＝管理全般

渉外関係（町内会、学校、幼保園、子育て支援クラブ、各関係機関、諸団体）
及び防災計画策定、各種相談、児童クラブの入会・退会に関すること

▽職員＝各種事業の立案と実施の担当

各クラブ（児童クラブ、幼児クラブ、乳児サロン、子育て支援クラブ等）担当、館だより・児童クラブだより、ホームページの更新などの広報活動、館内外掲示装飾、図書室運営、設備・備品の管理と整備

これらを利用者ニーズに応えながら、今後も行っていきます。

(ii) 苦情処理の対応は、

▽利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、宮城野児童館としての苦情解決の仕組みを整え、次のような手順ですすめております。

苦情解決責任者には館長があたり、他に苦情受付担当職員を配置しています。

また館内に苦情解決対応体制を掲示し、仙台市子供未来局児童クラブ事業推進室、法人第三者苦情処理委員（委員は、鹿又喜治弁護士）の方へ、直接相談ができることを館内掲示などでお知らせします。

なお法人として独自に苦情処理第三者委員会を開催し、法人の各施設内で発生した事故と第三者苦情処理委員へ直接苦情がないものでも苦情として受け付けたものについて委員会に報告し、審議・判断いただいております。また広報誌や来館者アンケートなどを通じ、寄せられた苦情とその改善策を公表していきます。

②サービスの質の確保と向上に対する考え方

サービスの善し悪しを判断するのは児童館利用の方々です。ですからサービスの質のあり方の変更や決定を促すのは、来館利用者であると思います。そのためにも『利用者アンケート』を実施し、運営の改善に努めていきます。地域から親しまれ愛される児童館づくりがサービス向上につながります。そして、それは信頼関係を築いていくことから始まると考えます。

児童館が大好きで駆け込んでくる子どもたちに、安心と安らぎのある居心地のよい、子どもの遊び文化の城、地域のコミュニケーションの場として存在するための努力点として下記の6項目を掲げます。

(i) 利用者との共感、信頼関係を大切に築いていきます。

子どもたちから好かれる職員、全ての利用者から信頼され、親しまれる職員をモットーとし、中高生にも、若い親たちとも気軽に談笑し、話し相手となり、利用者が和やかに過すことができるように努めます。

(ii) 来客対応、電話対応、さらに苦情・悩み・困りごと・訴え・要望等を真摯に受け止め、親身に考え、相談にのり、問題解決を図っていきます。

(iii) 気持ちのよい挨拶、公平かつ平等な対応、良質な文化の香りが醸し出される環境づくりを進め、図書室と遊具や玩具の充実を図っていきます。

(iv) 事故防止に努め、環境整備、衛生管理、施設設備の安全等の定期的な点検活動を実施します。危機管理についても、日ごろから訓練を行います。保健衛生管理のために職員の研修を進めます。

(v) 来館者からの声を受け止め、それを運営に反映させていけるように、利用者アンケートを実施します。また投書箱「みんなの声」や「こども会議議題箱」を設置し、利用者の声に耳を傾けます。

(vi) 「いじめ」については早期対応と日常の観察を強め、解決を目指します。

③ 地域特性を考慮したサービス提供の考え方

宮城野小、東宮城野小学区の町内は、古くからの住人と、マンションや自衛隊官舎、さらに JR 宿舎をはじめ、転勤族も多い地域になっています。また当地域の人口に占める乳幼児から未成年までの人口比率は仙台市内の5つの区で最も高い地域になっています。連合町内会は、小学校宮城野小と東宮城野小の2校にまたがる広範囲で構成され、町内会の数は10数余となっています。

また近隣には市立・私立の高等学校や福祉関係の専門学校もあり、高校生や専門学校生との交流も行いやすい恵まれた環境にあります。

このような地域の特性を考慮して、今年度は次のような点に取り組みます。

i) 地域住民に広く、児童館の存在と機能役割を周知できるよう館だよりを中心に多岐にわたる広報活動に努めます。小学校3校の全児童及び幼稚園・幼保園(所)児にも毎月の児童館だよりを配布します。また中学校2校や市立・私立の高等学校2校にも館だよりの掲示を依頼します。

その他、商店街、区役所、市民センター、コミュニティーセンターなどにも掲示をお願いします。2つの町内会に市政だよりとともに児童館だよりを回覧してもらいます。

またパソコンや携帯・スマホなどからも情報を得られるよう、ホームページを開設してきました。今後はブログの更新など、新しい情報を広く知らせよう取り組みます。

ii) これらの広報活動を通して、多くの地域住民に気軽に来館していただけるような雰囲気づくりとサービス提供に努めます。

iii) 地域の方に児童館行事にも進んで参画していただき、地域の中での児童館の存在感を高めていきます。

iv) 地域の世代間交流を図る日常的な活動、企画行事の計画実施に努めます。

v) 地域と学校の交流を目指した学校開放事業「マイスクール宮城野」(宮城野小)や「あけぼの教室」(東宮城野小)とも積極的な交流を強化します。また地域の子育てサークル等との連携を図り、みんなで子育ての輪を広げていきたいと考えます。

vi) 町内の子ども会の行事などで積極的に利用されるよう広報活動をすすめます。

vii) 投書箱「みんなの声」と苦情解決制度の周知徹底を図り、サービス向上に生かしていきます。

④ 個人情報保護に関する考え方及び取り組み

情報通信が高度に発展してきた社会で、個人の情報の保護が重要な責務・課題になっています。

「個人情報保護法」の遵守を最優先に位置づけて、館活動のすべての面で徹底します。

児童館は、個人情報を取り扱う業務が含まれています。その保護義務及び取り組みは、下記の通りとします。

- i) 個人情報の利用目的を特定し、目的外の使用禁止 ⇒ 個人情報は、来館者名簿や児童クラブ、幼児クラブ等の名簿の作成目的のみに利用します。
- ii) 個人情報は、不正な手段で取得しない ⇒ 情報提供者に直接記載または提出してもらいます。
- iii) 利用目的を情報提供者本人に通知する ⇒ 記載または提出の際に利用目的を明らかにし、承認を得ます。
- iv) 正確な個人情報をデータベースに保持する ⇒ 特に、住所・電話等は細心のチェック確認を行います。
- v) 漏洩防止のための安全管理措置⇒記載された書類、文書及びパソコン等への入力後の厳密な管理保護に努めます。記録媒体管理簿で個人情報入力・出力の作業を管理します。
- vi) 本人の同意なしに第三者に個人情報を提供しません。
- vii) 本人からの開示、訂正や利用停止請求に応じます。
- viii) 苦情への迅速な対応にあたります。

(2) 人材確保・育成等について

①人材確保・採用計画に対する考え方及び内容

人材確保・採用に関しては、法人事務局の仕事と位置づけています。宮城野児童館での質の高い安定的な児童館事業の継続を行っていくために、法人理念・児童館事業方針の下での職員育成・研修こそが大事であると考えます。人材確保・採用計画は下記の通りです。

人材確保のための方針として次の2点を基本にします。

- i) 児童館全体の管理運営の責任者である館長には、児童福祉・学校教育等の豊かな経験者を採用してきました。
- ii) 今年度からスタートする放課後児童支援員の認定資格については、計画的に研修の受講をすすめながら、新規採用者についても子どもの最善の利益を追求できる資質を有している有資格者を採用し、引き続き職員全員に放課後児童支援員の資格の取得を促します。

また職員の採用については、単年度の契約職員や時間パートの職員としての契約ではありますが、児童館運営の継続性の重要性を鑑み、当法人が仙台市との契約に基づき指定管理者として継続している期間は、本人からの退職などの申し出がなければ、継続雇用に努めます。

②人材育成・研修に対する考え方及び内容

児童館職員は、何よりも子どもが好きでなければならないと考えます。子どもの人格形成までに及ぶ職責の重さを認識し、子どもを理解し、共感できる職員が求められます。また子どもたちと共に学び、共に歩む姿勢が求められます。より豊かな児童館づくりを担う職員は、未来を託す子どもたちの健全な成長発達、安全保護、そして命を預かる重く責任ある職務の従事者だと考えます。また理想と情熱と希望を持った人材、子ども一人ひとりに応じた援助と支援ができる有能な人材の任用と適正な配置が求められます。

乳幼児、小・中・高校生、要支援児（者）の成長・発達の理論を踏まえた対応をはじめ、保護者、高齢者、地域住民等とのよりよい関わりが求められるので、専門家としての指導員の資質、人格や識見の高さが問われます。

そうした人材育成のためには職員の研修は欠かすことができません。私たちは次の8つをめざし、日々、その具現化に努めます。

- i) 全ての子どもと平等公平に関わることが大切であり、その実践に向けて不断の努力を求めています。
- ii) 子どもたちが置かれている社会状況、生活の現実を的確に目を向け、認識し、適切な対応が行えるように自己研鑽、機関研修の保障と奨励、そして日々の館内研修を行います。
- iii) 子どもの遊びの文化の理論と実技研修、特に子どもの成長の糧となる健全で豊かな遊びの文化の学び充実させます。
- iv) 小学生・中学生・高校生が抱える諸問題を直視し、その対応の仕方を学びます。
- v) 来館する乳幼児・要支援児・高齢者等から見えてくる少子高齢化と要支援者問題を考え、高齢者・要支援者との共生の道すじを学びます。
- vi) 子どもや保護者の話に耳を傾け、よき相談相手になれるようカウンセリング研修を行います。
- vii) 職員自ら豊かな感性や創造性を育み、かつ確かな目で社会の状況・現実を見据える資質向上のための研鑽を積みます。
- viii) 全職員会議を毎週1回定期的に実施し、共通理解・認識、情報の共有に努めます。また短時間の職員ミーティングを毎日実施し情報の共有に努めます。

以上のことを、館長はじめ職員全体の共通課題として、積極的に研修の場に参加していきたいと考えます。

- ix) 昨年度からスタートした放課後児童支援員の認定資格取得の研修を、年次計画を立てて受講を進めます。

(3) 健全育成事業について

①子どもの発達段階に応じたサービス提供に対する考え方

子どもの成長発達を促し、可能性を引き出す日常の遊び・活動を充実させていきます。また常時、子どもたちの表現の場を積極的に設けます。

【乳幼児期と親】

■乳幼児・親子がくつろいで過ごせる場の開放、保護者のみなさんのおしゃべりタイムで心の開放

- i) 子育てサロン室～利用者アンケートの声を取り入れ、ランチタイムとカフェコーナーの利用日を増やし、仲間づくりと子育て談議の場を提供します。
- ii) 2, 3歳対象の登録制の「きらきらクラブ」「ぼかぼかクラブ」の活動で、集団遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇、工作、伝承遊び、わらべうた、折り紙、お絵かきなどを実施し、幼児期に大切な心・感性、身体、知恵を育みます。季節の行事も数多く取り入れていきます。
- iii) 「赤ちゃんサロン」を毎月1回開催し、保健師や栄養士、小児科医など外部講師を招いた育児相談や仲間づくりをすすめます。
- iv) 幼児向けの「ぷちぷち遊びの会」を毎月開催し、親子のふれあい・学びの場を提供します。
- v) 「おはなしポケット」では絵本の読み聞かせの会を月2回実施します。
- vi) 幼児向け行事の後には、「子育て何でも相談タイム」を持ち、日頃抱えている不安などの相談活動を行います。

【小学生・学童期】

■この時期に、「自分の責任で、自由に遊ぶ」また「仲間と共に遊ぶ」子どもたちが育つための支援と個性を生かす活動を推進していきます。

- i) 手指を働かせ、道具を使い、作って遊ぶ、遊びの奨励
- ii) 集団遊びで知恵を働かせる
- iii) 頭脳を駆使する遊びの奨励
- iv) 伝承遊びの面白さと魅力を知り、技を覚える
- v) スポーツで身体と頭と心を鍛える
- vi) 読書の習慣をつける。朗読の体験、歌や踊りや演劇を楽しむ

■日常の遊び・活動を大切にしながら、子どもの個性特技を生かし伸ばすため、参加自由型の各種活動を展開していきます。

- i) 「図工タイム」では絵画、工作、土粘土、デザイン、造形遊び等で過ごす。
- ii) 「人形劇」などの制作と上演活動を行う。
- iii) 「囲碁クラブ」「将棋クラブ」では入門指導からを対象に活動。さらに各種大会にも参加しながら、県内・市内の他のクラブとの交流を図る。
- iv) 「折り紙クラブ」は折り紙ボランティアや職員の指導で実施する。
- v) 「草花クラブ」では花壇の整備や種取りを行う。

- 「子どもの権利条約」の精神を大切に、『子ども集会』や『こども会議』を随時開催し、児童クラブの運営や自由来館者との交流などについての話し合いを重視します。また子ども達の自治能力を高めたり、こども企画行事を取り入れます。

【中学・高校生期】

- 自由で開放感を味わえる場と時間があり、自分の存在が認められる喜びの体験や悩みの語り合いの機会を設けます。
 - * 自主的活動の場を提供—音楽、運動、おしゃべり、読書、学習
- 中学校職場体験活動や仙台工業高校2年生の家庭科保育の移動教室を受け入れ、中学生・高校生をはじめ専門学校や大学生ボランティア体験を定着させ、児童館を理解する機会的一端と「子どもたちの今」を見つめさせる場の提供に寄与していきます。
- 隣接する仙台工業高校吹奏楽部の演奏会をはじめ、近隣の中学校2校の吹奏楽部にも館行事の開会行事などへの参加を要請し、活動の場を提供します。
また仙台工業高校の模型部とのコマ撮りアニメの上映会・コマ撮りアニメづくり、建築倶楽部の生徒と大工さんによる木工教室も継続していきます。
- 絵画や写真の展示コーナーを設け、中学・高校生の作品展示の常設をすすめます。
- 児童館を拠点としたサークル活動の奨励や小学生と中学・高校生との交流、児童館行事への参加などを推奨します。
- 思春期相談や不登校やひきこもり児童生徒の支援などは、学校や関係機関と連携して進めます。

② 行事やプログラム等の考え方及び内容

子どもたちは、同年齢・異年齢の子どもたち同士の関わりの中で育っていきます。どの子どもたちでも参加できることを基本に置いた行事やプログラムを考えます。例えば小学生向けの行事でも、他の年齢期の子どもたちが見学し、可能であれば間接的な参加ができる内容を工夫したいと思います。

【日常活動と各種行事】

i) 0歳児から就学前までの乳・幼児親子

- ・ 育児談義、親子の仲間を求めて、閉じこもりから居場所探し、祖父母の子守り・外国の子どもとの交流・発育成長に必要な歌と遊び、玩具、仲間からの学び・小学生との交流

・ 『赤ちゃんサロン』

毎月1回の開催をすすめてきました。

- * 親子遊びを通しての親子の絆を深め、同時に保護者や子どもとの交流をすすめ

る。

- ・ ＊保健師、保育園園長、小児科看護師などの支援を受けながら学習会の開催
- ・ 『ぼかぼかクラブ・きらきらクラブ(2・3歳児)』を各々月1回開催します。
 - ・ ＊各25組の親子集団で、歌う、体を動かす、描く、作って遊ぶ、飾りを作る、調理して食べる
 - ・ ＊リズム遊びをする、手指遊び、わらべ歌、粘土遊び、新聞紙や段ボールで遊ぶ、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇、おはなし会…
- ・ 幼児向け『ぷちぷちあそびタイム』を毎月開催し定例化します。
- ・ 『ランチタイムとカフェコーナー』
利用者アンケートで要望を取り入れ、学校の長期休業期間をのぞき、ランチタイムは平日連日開催に変更してきました。カフェタイムを毎週火曜と金曜に設定し、格安の料金で各種飲み物を提供します。
- ii) 小学生以上中高生対象
 - ・ 集団の中で育つ・異年齢集団の中で育つ・遊びの中で育つ子どもたち
 - ・ 障がい児や要支援児と共に育つ子どもたち
 - ・ 〈日常活動〉多種多様・多彩な遊びと活動
 - ・ 〈クラブ活動〉・図工教室(絵、デザイン、工作、土粘土、段ボール工作)
 - ・ 草花育て・囲碁・一輪車・人形劇
- iii) 全ての来館者対象
 - ・ 〈定例行事〉
 - こども映画館……毎月末の土曜の午後、地域の方にも喜んでいただいている上映会は『こども映画館』として充実させていきます。
 - 囲碁教室・将棋教室……初心者から参加できる教室として会員増をすすめながら、様々な大会へも参加。毎月土曜日開催
 - おはなしポケット……読み聞かせや紙芝居、パネルシアターなど月2~3回実施
 - 折り紙教室……季節の折り紙、遊べる折り紙、さらに作品の館内掲示など月1回
 - ※囲碁教室、折り紙遊び、お話ポケットでは地域のボランティアの方が指導者として参加
 - ・ 〈企画行事〉
 - 毎月1回「もちつきなど季節の行事」「児童館まつり」「高齢者施設訪問」「集団遊び」等
 - ・ 図書貸し出し
 - ・ 遊具等の使用他
- iv) 地域ボランティア(工作ボラ・折り紙ボラ・生け花ボラ・読み聞かせボラ・何でもボラ・中高生ボラ・文化財制作ボラ)と一緒に活動
- v) 地域内で活動を展開している仙台10-BOXの協力を得ながら、さまざまな行事

のコラボレーションを広げていきます。

(4) 子育て家庭支援

① 子育て家庭支援に関する理念及び基本方針

わが子に暴力を振るったり養育を放棄したり、命まで奪う親の存在など、目を覆いたくなる出来事が社会問題化している日本社会です。

子どもたち自身も、遊び相手が見つからない、公園に行っても誰もいない、自由時間がない状況に追い込まれています。このような状況下で、親も子も気持ちを発散できずにいます。そのようなことが要因となって、冒頭のような悲惨な事件をつくりだし、子どもが犠牲になってしまっている社会状況があります。子どもを育てるということの意味が、社会全体に問われています。「子どもの貧困」も深刻な社会問題化しています。

少子高齢化の中で、子どもを産み育てる価値が問われ、子どもとは何かという本質的なことまでを考えなければならぬ時代であるとともに、「育児の担い手」が保護者だけではなく行政や地域社会全体の問題として考えていく必要があると考えます。

このような状況を踏まえて、次のような子育て支援を行っていきます。

- *親が孤立し、悩み、引きこもる状況から救い、親を支える保障をしていく。
- *子育ては母親・父親だけでなく、他の地域の大人の手を借りる共同の営みにする。
- *親を育児で追い詰めない。「助けてほしい」ということが伝えられる地域をつくる。
- *地域での「みんなで子育て」という子育て支援の理念を広め、浸透させていく。
- *親以外のたくさんの大人による子育てが、子どもの成長発達に不可欠であり、子どもはその中から必要なことを得ながら育つ。
- *子どもが地域の大人に見守られるように、そして、地域の異年齢の子どもたちと楽しく生活できることを保障する。

宮城野児童館では具体的に次のような取り組みを行います。

赤ちゃん連れの親子から中高生まで自由に遊び、のんびり過ごせる居場所。高齢者も地域の誰でもが集いあえる場所。子どもたちを地域で包み込み、子育てを支援する「くつろぎ、やすらぎの場」～そういう児童館をつくります。児童館でできる子育て支援は、次のような内容です。

i) 子育て談義サロン

～ランチタイム・カフェコーナーを設け、親子の自由な居場所、子育て相談の場にする。

ii) 児童館主催の乳幼児クラブ

～「幼児クラブ」「赤ちゃんサロン」「ぷちぷちあそびタイム」等、登録制と自由参加制の2本立てで開設する。

iii) 会員制「子育て支援クラブ」(ボランティア組織)の再建をめざし、「地域で子育て

て」を実践していく。

- iv) 幼稚園・保育所関係者や保健師、民生児童委員を講師に招き、「子育て講座」を開く。
- v) 高齢者を招き、子育ての知恵を学ぶ。
- vi) 中高生による「ふれあい赤ちゃん」体験や中学生の職場体験、高校生の移動教室などを通して、「未来の主役は、子どもたち」を互いに認識していく。
- vii) 子育てに関する親の声に丁寧に耳を傾け、相談に応じ、要望にも応えられるように努めていく。
- viii) 職員が、子育て問題の認識を高める研修に努める。

② 地域特性を考慮したサービス提供の考え方及び内容

当地域は、乳幼児を持つ若い親たちが多く、しかも二人以上の子どもを持つ家庭が多いところです。また、転勤族が多く、地域に身寄りや知人が少ない親たちが居場所を求め、話し相手を探し、コミュニケーションを求めています。

この地域における子育て支援事業として

- i) 登録制の幼児対象のクラブ
3歳児対象の「きらきらクラブ」2歳児対象の「ぼかぼかクラブ」の例会を毎月実施し、親子の交流、仲間づくりをしながら、子育てに活かしていく場とします。
～集団ゲーム、リズム遊び、絵本の読み聞かせ、むかしばなし、紙芝居、人形劇、工作・絵画・粘土遊び、四季折々の行事を取り入れた遊び
- ii) 0～1歳児対象の「赤ちゃんサロン」
毎月例会を実施し、子育ての悲喜こもごものおしゃべり・絵本やわらべうたでの楽しみ、育児相談の会にする。
- iii) 幼児親子対象の『ぷちぷちあそびの会』を開催する。
- iv) 地域活動している様々なサークルへの活動の場を提供する。
- v) ランチタイム・カフェコーナー
ランチタイムは月～金の毎日設け、親子の交流の場にする。カフェは週2回運営する。
- vi) おはなしポケット
毎月、午前中の親子連れ対象の「絵本」「紙芝居」「わらべうた」「手遊び」等々さまざまな子どもの遊びの文化を地域の読み聞かせボランティアや職員や来館者親子が演じながら文化を共有していく。
- vii) 引きこもりの親、仲間がいない親などを児童館に呼び込むための広報活動に努める。
- viii) 子育てサークルへの支援を推進する。 — 場の提供と側面的支援
- ix) 中高生による「ふれあい赤ちゃん」体験を通して、「未来の主役は子ども」を互いに認識していく。

- x) 常にかかれた「子育て相談」の場にしていく。～不登校、気になる子ども、友人関係、家族の問題等々
- xi) 「子育て支援クラブ」の再建をめざす。
 - 幅広い年齢層の会員で組織し、毎月定例的に活動をしていく。
 - 指導者、支援者、協力者に保健師、保育園・幼児教育関係者、子どもの文化実践家、地域の人材、教育関係者を招き、望ましい子育ての知恵や談議を展開し「子育ては地域で」を実践し、年間活動計画を立て、仲間づくりを中心に始める。

(5) 地域交流推進

① 地域交流推進にあたっての理念及び基本方針

宮城野地区にある児童館として、その存在を地域に周知していくことを続けて努力していきます。

子どもは、親や地域に「育てられる」と同時に、子ども自らが「育つ」力を持っているものです。現在、子どもたちは、希望を持ちにくい生活環境の中で迷っています。拠り所を求めて漂う時代の中にいます。だからこそ、子どもたちが「自ら育つ力」をつけていけるような視点での支援の場、環境づくりが求められています。その機能、役割を持っているのが児童館であると思います。地域の力、全世代間交流による「みんな子育て」の拠点施設として根付かせていきます。宮城野児童館から、地域で育つ子どもたちを発信できるよう努めていきます。

このことを地域の方々に理解していただけるよう、常に門戸を開き、敷居の高くない誰からも親しまれ愛される児童館づくりに努めていきます。その中でも積極的に小・中 学校・高等学校や幼稚園・保育所（所）との交流連携、情報交換を進めます。また行事にも参加していきます。同時に児童館への来館を呼びかけ、行事への参画をも進めていきます。町内会等との交流も模索しながら、児童館活動の周知理解を図ってきます。地域の力が児童館に反映されるように地域ボランティア募集に努めます。

さらに、地域目で子どもたちを見守るという視点から、「地域見守り隊」の方との連携や民生委員・児童委員や町内会、さらに児童クラブ保護者の情報交換等で子どもたちのことを通して、地域交流推進を図っていきます。

地域の各専門機関関係者で構成する「児童館運営懇談会」を開催し、建設的なご意見を反映させる事業を展開させていきます。

i) 児童館と宮城野地域との連携事業の具体的な提案

ア 地域の学校・保育園・幼稚園との協力連携・交流に努めます。

～小学校3校、中学校2校、高等学校2校と近隣の保育所・保育園・幼稚園
イ 連合町内会との交流・連携を図り、地域行事や地区子ども会などと児童館行事との協力の可能性を探ります。

- ウ 児童館行事を支援する地域の力を発掘していきます。
- エ 仙台工業高校や学区内の中学校 2 校の吹奏楽部による演奏会を企画する。他に仙台工業高校各専門科の出前出張講座の依頼をします。
- オ 高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設、ケアハウス等）を訪問し、子どもたちとの交流を図ります。
- ii) 地域のボランティアの発掘に努め、各種クラブ活動への参画拡大の呼びかけPRを続けます。地域の人材による児童館運営への積極的な係わりを図っていきます。
- ア 『みやぎの・こども映画館』では毎月 1 回、誰でも参加できる映画上映会を開催していきます。
- イ 移動児童館として、児童クラブの子どもたちなどと地域の集会所などへの出前公演を行い、地域の幼児親子や老人クラブの方たちとのふれあい交流をすすめます。

(6) 放課後児童健全事業

① 放課後児童健全事業に対する考え方及び内容

保護者が就労等で放課後家庭が留守になる子どもたちの居場所として、「児童クラブ」が果たす役割の重要性に応えていけるよう、安全・安心・快適な「生活の場」を保障していきます。

(a) 登録承認児童総数 1 2 3 名 <不承認なし>

1 年—4 2 名（宮城野小 5 0 名・東宮城野小 9 名）／要支援児 0 名

2 年—5 5 名（宮城野小 3 0 名・東宮城野小 9 名）／要支援児 0 名

3 年—2 6 名（宮城野小 2 9 名・東宮城野小 2 名）／要支援児 1 名

※延長利用者数 4 8 名<1 年；1 5 名 2 年；2 3 名 3 年；1 0 名>

(b) サテライト室（第 2 児童クラブ一分室）と本館クラス分けで対応

大規模児童クラブ対応として、宮城野小学校教室に増設するサテライト（分室）として第二児童クラブを昨年度に引き続き開設するとともに、今年度も 120 名を超える申込みがあり、本館のクラス分けを行い、希望者全員を受け入れます。

分室と本館との交流を密にして、子どもたちに満足感を満たせるよう工夫をしていきます。

(c) 保護者・学校との連携を密にしていきます。

(d) 障害のある要支援児童は、全員入会承認。

健全児との共生の大切さが伝わる日常の活動生活を推進していきます。また、バリアフリーへの配慮、虐待、不登校、はみ出し、引きこもり等で悩む子どもたちへの相談、支援にも努力していきたいと思えます。

② 保護者、学校、留守家庭児童会等との連携の考え方及び内容

保護者の我が子を預ける不安は大きく、その期待度は高いものがあります。安心して放課後を任せるには、児童館職員及び児童館運営に対する親との信頼関係が不可欠です。保護者が放課後、子どもを保育できない状況に共感し、共同で子どもを守り育てるという認識を持つことが、信頼を築いていく基盤になります。そのためにも、児童館が地域の中で、信頼され親しまれる子育て支援の拠点でなければならないと思います。

【保護者との連携】

- ・「連絡ノート」を活用し、保護者との連絡連携を密にしています。
- ・年3回程度の児童館主催の保護者会を持ち、児童クラブ運営の問題点や改善策を考えていきます。
- ・児童クラブだよりを毎月発行し、活動の様子を伝えます。
- ・自主的な組織である『親の会』の結成を呼びかけます。組織されたときは、会員の総意で「児童クラブ親の会」を運営します。

▽171 災害用伝言ダイヤルの利用方法を保護者に知らせ、利用訓練も行います。

【学校との連携】

▽相互に、児童クラブ関係の窓口を決めて、子どもの様子や互いの行事等の情報交換を密にします。また担任をはじめ、関係学校職員との話し合いの場を持ち、子ども一人ひとりについての情報交換をし、子ども理解を図ります。

【保護者の要望・願いを受け止めながら】

▽保護者の声を受け止める姿勢を保ち、可能な限り、実現していくよう努めていきます。

③ 要支援児童等、支援を要する児童の利用に対する考え方

障がい児の放課後の居場所が少なく、閉じこもりや孤立が社会問題となっています。児童館は、障害を持つ子どもたちも健常児も一緒に集まり、遊びあうところです。障がい児に、常に門戸を開いているのが児童館です。障がい児と健常児との遊びと交流は、互いの感化、学びあいを通して、人間的成長を促します。また、障害を持つ親にとっても、働きやすい環境が整い、自分の時間が持てる機会をうみだすことが可能になります。

人間はお互いの人権が尊重され、互いに助け合い、学び合いながら生きています。差別、蔑視、偏見、排他をなくし、一人ひとりの良さを見つけ、認め、共感していくことが共生社会として求められ、人間社会の基本です。このような人としての在り方、生き方を学ぶ場に児童館にしていきたいと思います。障がい児をごく自然に受け入れる児童館は、館内に温かい風がゆったりと流れます。障がい児の来館で人間の共生の

大切さを会得します。障がい児受け入れ歓迎を地域に情報発信し、児童館を拠点として、地域での障がい児とその家族の支え合いを目指していきます。

また、バリアフリーへの配慮、虐待、不登校、はみ出し、引きこもり等で悩む子どもたちへの相談、支援にも力を注ぎたいと思います。

(7) 事故防止・防犯・防災対策について

①事故防止・防犯・防災に対する考え方及び内容

児童館は、何よりも安全・安心の施設でなければなりません。第一に、利用者全員の生命を預かるという使命感を忘れてはなりません。次に、不審者から守るという任務も担うこととなります。ですから、さまざまな犯罪や事件が起こらない手立てを講じなければなりません。また、実際の防災計画の策定、日常の訓練の実施、非常事態への落ち着いた適切な対応が求められます。それぞれを想定した備えと訓練こそが重要であると考えます。

【事故防止、防犯、防災に対する考え方と対応方法】

利用者の生命を預かる使命感に徹し、安全、安心の場に努める。また、不審者等から守る任務も常に念頭に入れていきます。

常時、安全点検に努め(毎日点検表記載)、毎月1日を施設設備・遊具の安全点検、年2回は、防災訓練を警備保障会社、消防署、警察署と連携をとりながら実施します。

- i) 利用者の事故の防止
- ii) 職員の事故の防止
- iii) 危機管理マニュアル策定

【事故、災害、緊急時への対応体制】

- i) 非常事態に備えた職員組織体制
- ii) 指揮・連絡系統図、職員分担図、災害時対応のフローチャート等の作成
- iii) ヒヤリハット集(アクシデント事例)を作成し、事故の再発防止に努める。
- iv) 子どもたち及び来館者への日ごろの教育、啓蒙を図る。

② 事故・災害・緊急時への対応体制等

【非常事態に備えた職員組織体制の確立】

- i) 来館者の生命安全を第一に、110番、119番への連絡を念頭におく。
- ii) 館内緊急放送及び直接指示による迅速、沈着、整然とした避難、処置の的確な対処、対応を行う。
- iii) 関係機関への速やかで正確な情報連絡を行う。
- iv) 具体的な防災計画書を作成し、その周知徹底のための、館内研修、及び定期的な防災訓練を実施する。

- v) 消防署、警察署、保健所、防犯協会、交通安全協会等との館内研修会を実施する。
- vi) 地域の指定避難箇所の周知確認と点検をする。
- vii) 館内の安全点検と安全な遊び、活動の指導と呼びかけ啓蒙をしていく。
- viii) 警備会社、最寄りの交番との連携を常時図っておく。
- ix) A E Dを設置し救命講習を受講する。

【指揮・連絡系統図と分担、防災マニュアル、災害時対応のフローチャートの作成】

- i) 館長が指揮をとる。
- ii) 職員は、各自の分担職務にあたる。
- iii) 来館者の人数確認と掌握。
- iv) 重要書類・緊急持ち出しを的確に行う。
- v) 怪我、病気等への対応マニュアルを徹底する。
- vi) 保護者への確実な連絡と指示を行う。

【子どもたち及び来館者への日ごろの教育、啓蒙を図る】

③ 利用者の衛生管理についての考え方及び内容

児童館における安全安心の維持管理に加えて、衛生管理の重要性にも配慮します。

児童館の衛生状態が原因で、通院治療が必要となったというようなケースが出てこないためにも、館内外の衛生管理状態を把握して、常に良好な状態の保持に努めます。また、保護者への保健衛生に対する啓蒙（子どもへの指導、しつけ、生活習慣の改善等）をしていきます。

- i) 子どもたちの衛生状態、衛生管理（特に感染症）について、保健所の指導を受け、館内研修の実施等、職員の意識向上と適切な衛生指導、管理の徹底を行います。

ア 正しい手足洗いの励行、水飲み場、足洗い場の衛生管理とうがいの励行、各手洗い場にはペーパータオルを設置しています。

イ トイレの正しい使用と衛生管理

ウ 飲食時の衛生指導—食物アレルギー等の留意

エ ハンカチ、ちり紙の所持、清潔な衣類の着用、清潔な頭髪と爪等の呼びかけと

指導

オ 感染症（新型インフルエンザ等）については、予防・発症後対応マニュアルの

下に

対応

消毒用には、液体石けんやピューラックス消毒液を常備し利用を呼びかけます。利用者の多い小学校区で感染症が流行の場合は、児童館掲示板などで利用者へ知らせます。

- ii) 館内外の清掃の徹底を実施していきます。

—毎日の清掃と年に2回の全館清掃を業者に委託

(8) 施設の維持管理等について

① 施設の管理全般に対する考え方及び内容

- i) 警備保障会社(セコム)と業務委託をし、夜間・休館日の施設管理をお願いします。
- ii) 組織図に基づいた指揮系統の下に、管理に係る問題が生じた時は、仙台市ならびに関係諸機関に相談連携し、迅速に対応します。
- iii) 常に安全に留意し、不具合が生じた時、直ちに担当業者に連絡して適切な対応を要請しています。

② 施設の維持管理に係る個別事業の考え方及び内容

- i) 開館日毎日の清掃は、業者(明光ビルサービス)に業務委託します。
また年2回の定期清掃で窓掃除(窓ガラス・網戸)と床のワックスがけ清掃を実施します。
- ii) 自動ドアや消火設備点検も業務委託します。
- iii) 館の敷地内の花木の手入れに努め、毎年業者に害虫駆除を依頼しています。

③ ごみ減量やエネルギー削減等環境に対する配慮

- i) 市環境行動計画の周知徹底に努め、節電・省エネ・節水等身近なことから実践します。ごみ発生抑制については、数値目標を明確にして、取り組んでいきます。
段ボールなどの資源ゴミは町内会や子ども会にも呼びかけ、営業ゴミ削減に取り組めます。
- ii) 児童館利用者自ら電気や水を節約できるように、子どもたち・大人たちとごみや環境に関しての取り組みを行います。(勉強会、牛乳パックでの工作、ペットボトル、プラスチックを用いた工作・再利用体験等)。
- iii) 利用者に工作材料としての牛乳パック・ペットボトルなど廃材の寄贈の呼び掛けを続けます。
- iv) 有機性廃棄物リサイクルとして生まれ変わった堆肥を積極的に使用しての花壇づくり、プランターでの野菜づくりを続けます。
- v) 放射能汚染濃度の検査を定期的実施し、環境の安全性を点検します。同時に線量を館内に掲示し、情報を共有します。

就労継続支援 B 型事業所 工房 歩歩

1 基本方針

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

2 施設運営の方針

- (1) 利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援する。
- (2) 地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。
- (3) 経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織作りを目指す。
- (4)

3 事業内容

事業名	サービス種別	職員構成	員数
工 房 歩 歩	就労継続 B 型	・管理者(サビ管を兼務)	1人
		・サービス管理責任者	1人
		・職業支援員	2人
		・生活支援員	1人

4 各事業の取り組み

【就労継続支援 B 型事業】

項目	具体的内容
個別支援計画	菓子（パン）製造及び清掃作業を通して、個々の役割を明確にし、作業を細分化することで障害の程度に関係なく利用者様がやりがいをもって活動でき、一般就労へステップアップできるように長期・短期目標を設定して計画的な支援を行ないます。
訓練	事業所内及び、事業所以外（施設外就労）において、作業を通して技術の習得や社会人としてのマナーの習得、コミュニケーションスキルの向上を図り、日常生活のリズムの構築と作業の継続性を習得するための訓練を行ないます。

生産・清掃活動	菓子製造及び、清楚作業の作業スキル向上と社会参加するうえで必要な「挨拶」「身だしなみ」「会話」などのスキルの向上を図ります。 ※食品製造（食パン・菓子パン等の製造・包装・販売作業） ※清掃作業（清掃業務を委託された施設の清掃作業） ＜工賃の支払＞ 上記生産・清掃活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。菓子製造（基本時間給 50 円）、清掃作業（基本時間給 100 円）からのスタートとなり、作業評価（自己評価+職員評価）を年 2 回（2 月、9 月）実施して基本時間給に評価給（10～100 円）を上乗せします。事業所の収入状態に応じて基本時間給も見直しを行なっていきます。
健康管理	年 1 回の健康診断（坂総合病院）実施及びインフルエンザの予防接種、毎月の検便検査などを実施しながら、利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行ないます。健康保持、傷害時の適切な支援を行ないます。
欠席時の対応	当日急に休まれる場合、連絡がなく休んだ場合には、安否確認を含め電話連絡等必要な支援を行います。また、5 日以上連続して利用がなかった場合は利用者様ご家族の同意のもと、ご自宅を訪問して相談や支援を行います。

5 関係機関との連携

- (1) 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。
- (2) 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。
- (3) 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

6 行事等

- (1) 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

実施月	内 容	実施月	内 容
4 月	花見	10 月	芋煮
5 月		11 月	社会見学（工場見学）
6 月		12 月	

7月	社会見学（工場見学）	1月	
8月		2月	
9月		3月	

7 地域との交流、地域資源の活用

- (1) 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。
- (2) 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持つていく。

8 情報公開、個人情報保護の取扱

- (1) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施
 - イ 利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底
 - ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

9 苦情及び相談への対応

- (1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
- (2) 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等への周知徹底
- (3) 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

10 人材育成及び研修計画

- (1) 内部研修
 - イ 障害特性等理解のための研修の実施
 - ロ 個別支援計画検討会の実施
 - ハ 伝達研修の実施
 - ニ 法人で開催する採用時研修と継続研修への参加
- (2) 外部研修
 - イ 各関係機関の開催する研修への参加
 - ロ 資格取得のための研修受講（サービス管理責任者等）
 - ハ 先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

11 防災計画

- (1) 避難誘導訓練の実施・・・年2回（5月、11月）
- (2) 防災器具、設備の自主点検の実施

12 職員の健康対策

- (1) 職員の定期検診の実施・・・年1回

障がい児者サポートセンター てとて

1 各事業の基本方針

(1) 【児童部門】

住み慣れた地域で相談から療育までのワンストップでの支援、そして幼児期から少年期までのライフステージで個々の状況に応じた専門性のある支援が多機能に提供できるセンター機能の定着を図ります。

(2) 【就労部門】

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

(3) 【相談部門】

身体・知的・精神など障がいのある方や、その家族が抱える様々な悩みや困りごとについて相談を受け、必要な福祉サービス計画を作成しながら、福祉の制度及び地域にある資源の情報を提供します。また、各機関と連絡調整を図りながら、利用者のニーズに応えるよう努めます。

2 施設運営の方針

【児童部門】

- (5) 個々の発達状況に合わせた早期かつ専門性をもった支援の実施
- (6) 地域関係機関・専門職及び家族との連携による発達支援の実施
- (7) ライフステージに対応した支援体制の構築
- (4) 相談から療育まで一貫した支援が可能な児童発達支援センター機能の定着化
- (5) 地域に開かれた児童発達支援センター事業の展開

【就労部門】

- (1) 利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援する。
- (2) 地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。
- (3) 経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織作りを目指す。

3 児童発達支援事業所の取り組み

(1) 児童発達支援センター りんごのほっぺ

重点目標・・・年間を通した利用率の安定

①取り組み内容

項目	具体的内容
個別支援計画	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じ計画書を作成し、実施状況の把握、評価を実施していく。
集団活動	集団での遊び、運動、創作等の活動を企画、提供していく。
個別指導	個々の発達状況に応じた運動遊び、感覚遊び、コミュニケーション支援を実施していく。
生活習慣	食事、排せつ、着替え、片付け等身辺面の自立に向けた支援を実施していく。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に随時応じるとともに兄弟や保護者同士の交流の場を企画、開催していく。

②送迎サービス体制の整備

- ・事業所と自宅の往復の送迎を実施する。

③食事提供の体制

- ・当センターにて調理員が調理し、衛生に留意するとともに適温で提供を行う。
- ・隣接するくりの木保育園栄養士と連携を図り、年齢に応じた食事量及び内容で提供する。
- ・アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとする。

④嘱託医による健康診断

- ・健康状態及び発達状態等の把握のため、健康診断を年に2回実施していく。

⑤行事、家族との連携・交流等

- ・季節毎に年間の行事を定め、季節行事の経験、小集団での社会体験の場としていく。

実施月	内 容	実施月	内 容
5月	小遠足①	10月	遠足
6月	保育参観①	12月	保育参観②・クリスマス会
7月	小遠足②	2月	豆まき
9月	前期健康診断	3月	後期健康診断
		3月	修了式・保育参観③

※夏季期間…水遊び 冬季期間…雪遊び

- ・家族とは常に発達状況の共有を図り、家族の不安軽減を図りながら一体になった発達支援を実施していきます。

(2) 放課後等ディサービス てくてく

重点目標：①年間稼働率の向上

：②隔週土曜日（第2・第4）のサービス提供開始

：③長期休校日（夏休み、冬休み、春休み等）の午前中からの受入開始

①取り組み内容

項目	具体的内容
個別支援計画	利用者様の障害特性を理解しつつ、家庭及び学校での生活状況等について情報を共有しながら個々に応じた計画書を作成し、支援実施状況の把握と評価を実施します。
集団活動	地域の社会資源（消防署の見学、介護施設との交流等）を有効に活用しながら、集団生活に必要なスキルを習得することができるサービスを提供します。
個別指導	個々の発達状況に配慮しながら、ADLの向上及び情緒の安定、コミュニケーションスキルの向上を目的とした支援を実施します。
生活習慣	一日の生活リズム（自宅⇒学校⇒放課後デイ⇒自宅）等を大切にしながら、基本的な生活習慣（着替え、片付け、排泄等）を身に付けることができるよう支援します。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に随時応じるとともに兄弟や保護者同士の交流の場を企画、開催していく。

②送迎サービス体制の整備

- ・学校から事業所、事業所から自宅までの送迎を実施する。
- ・休校日及び長期休校日は、事業所と自宅間の送迎を実施する。

③おやつを提供

- ・アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとします
- ・自分たちでおやつを作る機会を提供します。

④行事、家族との連携・交流等

- ・季節毎に年間の行事を定め、季節行事の経験、小集団での社会体験の場としていく。

実施月	内 容	実施月	内 容
4月	お花見	11月	小遠足
5月		12月	クリスマス会
6月		1月	書初め
7月	社会見学①	2月	豆まき
8月	社会見学②	3月	ひな祭り

※7月～8月学校夏休み ※12月下旬～1月上旬学校冬休み

※3月下旬～4月上旬学校春休み

(3) 保育所等訪問支援 てとて

重点目標・・・事業内容の周知

【取り組み内容】

項目	具体的内容
個別支援計画	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じ計画書を作成し、実施状況の把握、評価を実施していく。
訪問支援	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援（利用者及び保育士等へ）を実施していく。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に応じるとともに、希望に応じて療育技術の指導を実施していく。

(4) 相談支援事業所てとて

重点目標・・・①障がい児者サポートセンターてとて各事業所への新規利用者紹介

②てとて全事業所の稼働率の向上

項目	具体的内容
計画の策定	相談に来所された方のアセスメントを実施し、当事者及び家族のニーズに寄り添った計画書を作成します。
訪問支援	計画策定後の定期的なモニタリングを実施します。
家族支援	家族からのニーズに応じて、医療・福祉・行政等と連絡調整を図ります。

4 就労支援事業所の取り組み

①【就労移行支援事業】

重点目標・・・就労支援プログラムの再構築、企業開拓への取り組み

項目	具体的内容
個別支援計画	就労移行支援に必要なプログラム（事業所内での生産活動及び社会適応訓練、現場実習）を基本とした就労支援の実施し、利用者の意向を踏まえた支援を行います。
訓練	事業所内外にて、一般就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。適正にあった職場への就労、定着を図ることを目標とします。
生産活動	生産活動の機会及び職業訓練、職場実習の場を提供します。 ※食品製造（弁当の製造）、職業訓練、実習等 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。

実習及び求職活動等の支援	本人の適正、希望に基づき、必要に応じた施設外支援（現場実習・求職活動・在宅就労等本事業所以外で行う作業）や施設外就労（一般企業にて職員が付き添う作業）を行います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

②【就労継続支援A型事業】

重点目標・・・年間を通した利用率の安定

項目	具体的内容
個別支援計画	生産活動の中で適正な役割及び作業を提供しながら、利用者様の作業の継続性及び巧緻性を伸ばす個別支援計画を作成します。
訓練	当事業所内において、生産活動を正確かつ適切に行うために必要な知識、技術、責任を習得するための訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ※食品製造（弁当の製造）、仕分作業、出荷作業、配達 <工賃の支払> 雇用契約を締結して生産活動に従事した場合は、労働基準法及び最低賃金法その他関係法令に基づき、賃金を支払います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

③【就労継続支援B型事業】

重点目標・・・年間を通した利用率の安定

項目	具体的内容
個別支援計画	生産活動の中で適正な役割及び作業を提供しながら、利用者様がやりがいをもって生産活動に参加することのできる個別支援計画を作成します。
訓練	当事業所内において、生産活動を正確かつ適切に行うために必要な生活リズムの構築及び継続性を習得するための訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ※食品製造（惣菜加工・委託業務作業、配達等） <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。

健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。
------	--

④関係機関との連携

- (4) 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。
- (5) 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。
- (6) 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

⑤送迎サービス体制の整備

- (1) 多機能型就労支援事業所として古川を利用時には、事業所と自宅（停留所）の往復の送迎サービスを実施する。（停留所に関しては、利用者と協議の上検討する）

⑥食事提供の体制

- (1) 利用時の昼食は、てとて古川の給食を提供する（実費・・・150円）。
- (2) 昼食については、希望する方に提供する。
- (3) アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとする。

⑦行事等

- (2) 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

実施月	内 容	実施月	内 容
4月	お花見	12月	クリスマス会
8月	夏祭り		
10月	芋煮会		

※上記以外の月に関しては、利用者と協議の上行事等を企画をしていく。

- (2) 家族、兄弟・姉妹児と一緒に参加できる行事を開催し、家族間での交流を図る。
- (3) 近隣保育所等と合同での行事を開催し、交流を図る。

5 地域との交流、地域資源の活用

- (3) 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。

(4) 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持っていく。

6 情報公開、個人情報保護の取扱

(1) 会報「てとて」の発行・・・年3回(6月、10、2月)

(2) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施

イ 利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底

ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

7 苦情及び相談への対応

(4) 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置

(5) 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等のへ周知徹底

(6) 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

8 地域との交流、地域資源の活用

(5) 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。

(6) 近隣公共施設を有効に活用し、児童の社会体験の機会を持っていく。

9 情報公開、個人情報保護の取扱

(2) 会報「てとて」の発行・・・年3回(6月、10、2月)

(2) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施

イ 利用児童及びその家族等の個人情報の保護の徹底

ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用児童及びその家族の同意

10 苦情及び相談への対応

(7) 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置

(8) 受付制度及びその内容について、利用児童及びその家族等のへ周知徹底

(9) 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

11 人材育成及び研修計画

(3) 内部研修

イ 障害特性等理解のための研修の実施

ロ 個別支援計画検討会の実施

ハ 伝達研修の実施

ニ 法人で開催する採用時研修と継続研修への参加

(4) 外部研修

- イ 各関係機関の開催する研修への参加
- ロ 資格取得のための研修受講（児童発達支援管理責任者等）
- ハ 先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

1 2 防災計画

- (3) 避難誘導訓練の実施・・・年3回（7、9、11月）
- (4) 通報訓練の実施・・・年2回（8、12月）
- (5) 防災器具、設備の自主点検の実施

1 3 職員の健康対策

- (2) 職員の定期検診の実施・・・年1回